

平成26年度決算審査特別委員会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成27年9月14日（月）  
招 集 の 場 所 海田町役場大会議室  
開会（開 議） 9月15日（火）9時00分宣告（第2日）

~~~~~〇~~~~~

出 席 委 員（13名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 |     |         |

~~~~~〇~~~~~

欠 席 委 員

な し

~~~~~〇~~~~~

付 託 案 件

認 定 第 1 号 平成26年度決算の認定について

認 定 第 2 号 平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等について

~~~~~〇~~~~~

説明のため委員会に出席した者の職氏名

|           |   |           |
|-----------|---|-----------|
| 町         | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 副 町       | 長 | 三 宅 信 行   |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 湯 木 淳 子   |
| 建 設 部     | 長 | 久 保 田 誠 司 |
| 財 政 課     | 長 | 鶴 岡 靖 三   |

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 住 民 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 社 会 福 祉 課 長     | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課 長       | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 健 課 長     | 伊 藤 仁 士 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 都 市 整 備 課 長     | 龍 岩 広 幸 |
| 建 設 課 長         | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長     | 早 稲 田 誠 |
| 会 計 管 理 者       | 中 垣 雅 彦 |
| 上 下 水 道 課 主 幹   | 日 高 博 之 |

~~~~~○~~~~~

職務のため委員会に出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 中 下 義 博 |
| 主 任 主 事     | 戸 成 正 考 |
| 主 事         | 木 村 俊 英 |

~~~~~○~~~~~

議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

- 委員長（大江）皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまです。昨日に引き続き委員会を再開いたします。ただいまの出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。審査に入る前に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。はい、財政課長。
- 財政課長（鶴岡）審議に先立ちまして、主要施策の成果に関する説明書の修正をお願いをしたいと思います。主要施策の成果に関する説明書、132ページを身体障害者等福祉用具給付事業のページでございます。お手元に、正誤表と差し替え分のページをお配りをしておりますけれども、網掛けの部分について、数字に誤りがございました。訂正の方を、お願いをしたいと思います。度重なるミスとなってしまいまして、どうも申し訳ございませんでした。
- 委員長（大江）それでは、認定第1号、平成26年度決算の認定、認定第2号、平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等についてを議題といたします。

本日は、福祉保健部から審査を行います。質疑は一問一答方式で進めて参ります。執行部におかれましては、各委員の質疑の趣旨を十分に把握し、的確かつ簡潔明瞭に答弁してください。なお、質疑答弁にあたっては、発言の許可を得た後にマイクのスイッチを押して発言してください。まず、歳入の 15、16 ページです。上段 1 目、民生費の負担金と 2 目衛生費負担金です。はい、質疑があれば許します。住吉委員。

○5 番（住吉）2 節の老人福祉費負担金、こちらの収入未済額が 75 万 280 円上がっておりますが、これ 25 年度と同額になってるんですけども、これは特殊な理由があるのでしょうか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）こちらの額、昨年と同額でございます。内容的には、3 名の方の養護老人ホーム、それから特別養護老人ホームの入所をされておられました方の個人負担金の収入未済でございます、いずれも、もう死亡されております。相続人の方といろいろ手は打っておるんですが、現実的には非常に難しい状況でございます、今年度もまた同じ額を計上させていただいておるという状況でございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5 番（住吉）相続人からも回収できないというの、ちょっと不思議な話もしますし、例えば相続人がいないのであればまだ分かります、相続人がいるんでは回収は可能と思いますけども、その辺は、なぜだめなんでしょうか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）まず、1 件につきましては、全て相続人の方を当たりまして、いずれも相続放棄をされておる事例が 1 件、それから、1 件は、相続人の方いらっしゃいますが、いわゆる生保になられた方が 1 件、で、もう 1 件は今現在もまだ相続人、一部の方は相続放棄をされておるんですが、それ以外の方をまだ現在探しておる状況というのが 1 件ございます。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。はい、佐中委員。

○15 番（佐中）保育のね、不納欠損についてお尋ねします。本会議でも、昨日でも、税のことでいうと大体分かるんですが、不納欠損の中身よね。ここ 20 万ぐらい上げておられますけれども、なぜこうなったのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）今回不納欠損 5 件ございます。まず、1 件が国外転出です。あと 1

件が転出及び生保認定になられた方、また1件が転出及び収監中の方、それからあと1件につきましては、転出をされましたが再婚されて、お母様に何度も、お父さんがいらっしやらない時に行くんですが、なかなかお支払いいただけなく不納欠損となった次第でございます。失礼いたしました、もう1件につきましては、町内に住所を置きながら居所不明になれた方でございます。

○委員長（大江）ほかに質疑はありませんか。宗像委員。

○6番（宗像）今説明があった案件について、先ほど、老人福祉費の場合に、相続放棄してとれる要素がないのに不納欠損してない、それから逆に、今は国外転出して、これ逆にとれないから不納欠損にしたと。取り扱いがそれぞれ課で違うような気がするんですが、取り扱いはどうなんですか。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）老人ホームの入所者の個人負担金につきましては、時効の5年が過ぎていないということで、収入未済であげております。保育所の方の保護者負担金につきましては、時効の5年が過ぎたということで不納欠損させていただいております。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）国外転出も含めてですか。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）そのとおりでございます。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）次に、保育所負担金で滞納繰越分33,000円、それから収入未済額797,030、この数字合わせた数は全体のどのくらいのパーセンテージになるのでしょうか。

○委員長（大江）答えられますか。こども課長。

○こども課長（森川）遅くなって申し訳ございません。0.4パーセントとなります。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）去年の未済額からみて滞納繰越が3万3,000円に減つと思うんですが、どの程度、だから滞納繰り越しを、去年集められたのでしょうか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）滞納繰越額32万7,926円のうち、3万3,000円を収入いたしました。

○委員長（大江）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、17、18 ページ、上段 2 目、民生使用料と、3 目、保健施設使用料です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、21、22 ページ、上段の 1 目、総務手数料のうち 2 節、戸籍手数料、3 節、住民基本台帳手数料と、4 節、事務手数料のうち、備考欄 1 の印鑑その他証明手数料です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、23、24 ページ全てです。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、25、26 ページ、前ページの民生費国庫補助金の続きで、1 目、3 節、生活保護費補助金より中段の 2 目、衛生費国庫補助金までです。質疑があれば許します。佐中委員。

○15 番（佐中）この前、七十何名、給付金の漏れがあったというのは、この年度に直接は関係ないですかね。どうですかね、お尋ねします。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）先日漏れがあったものは県の事業でございますので、平成 26 年度予算に関係はございません。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）27、28 ページ、中段の 6 目、教育費国庫補助金のうち、備考欄 3 の私立幼稚園就園奨励費補助金と 3 項、1 目、総務費国庫委託金のうち、2 節、住民基本台帳費委託金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に 29、30 ページ、上段 2 目、民生費国庫委託金と 15 款、2 目、民生費負担金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に 31、32 ページ、前ページの民生費負担金の続きと、上段の 3 目、民生費負担金と下段の 2 目、民生費補助金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、33、34 ページ、前ページ、2 目、民生費補助金の続き、上段備考

欄4の産科医等確保支援事業補助金より、6の産後早期ケア支援事業補助金までです。  
3目衛生費補助金のうち、1節、保健衛生費補助金の、地域廃棄物対策支援事業補助金を除く全てです。33、34ページ、はい。はい、全てです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)次に、35、36ページの上段備考欄4の産科医等確保支援事業補助金から6の産後早期ケア支援事業費補助金までです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)次に、37、38ページ、上段の1目、総務費委託金のうち2節、住民基本台帳費委託金と、その下の2目、民生費委託金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)次に、41、42ページ、に進みます。下段の1目、貸付金元利収入のうち、備考欄4の高齢者住宅設備資金貸付金償還金と5の利息分です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)次に、43ページ、44ページに進みます。上段の2目、雑入です。4保育士給食代、5公衆電話使用料、7集団健診個人負担金、9自動販売機電気使用料、12複写機等使用料です。質疑があれば許します。はい、住吉委員。

○5番(住吉)こちらの収入未済約全体が1,192万ぐらいありますが、このうちのほとんどが生活保護の返還金徴収金と聞いておりますが、これはこのまま回収というのはほぼ不可能に思いますが、実際どうなのでしょう。

○委員長(大江)社会福祉課長。

○社会福祉課長(新藤)現在生活保護を受給中の方につきましては、ケースワーカーの定期訪問等で、納入の方お願いしております。また、転出等で保護廃止になった方につきましても、年に数回、ケースワーカーの方が訪問、電話また手紙等で催促をしておりますので、全く取れないという訳ではございません。

○委員長(大江)住吉委員。

○5番(住吉)ちなみに件数でいけば何件なのでしょう。あと、このうちの金額、

○委員長(大江)社会福祉課長。

○社会福祉課長(新藤)返還金が32件で191万1,863円、徴収金が18件の1,001万7,044円でございます。

○委員長(大江)はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)次、45、46 ページの雑入、備考欄 24、後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金、28 生活保護法に基づく返還金、29 生活保護法に基づく徴収金、30 児童扶養手当返納金、31 後期高齢者医療制度特別貸与補助金です。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

○委員長(大江)次のページ、47、48 ページです。読みませんので、備考欄 34 番、36、37、38、それから、3 節の福祉医療の福祉医療費返納金、4 節の療養給付費負担金返還金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)49、50 ページです。下段の6目、民生債です。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)以上で歳入を終わります。続いて歳出を行います。61、62 ページ、上段 1 目、戸籍住民基本台帳費からです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)次に、63、64 ページ、下段 3 款、民生費です。今、63、64 ページです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江)前田委員、63、64 です。はい次、後でお願いします。質疑漏れのところでお願います。もう過ぎましたので。すみません、質疑なしと認めたので、次に行きます。64、65 ページ、すいません、老眼になってますので、65、66 ページ、全てです。質疑を許します。住吉委員。

○5 番(住吉)こちら上下水道使用料減免事業ですが、これ、25 年度、26 年度の比較で 235 世帯増えてます。ところが 24 年度、25 年度の比較でいったら 392 世帯増えてます。2 か年度で 627 世帯も増えていっているんですね。それだけ受給世帯が増えてきておるといものもございしますが、これ、極端にどんどん増えているような気がしますが、これ対応というのはもう無理なんでしょうか、何らかの。

○委員長(大江)社会福祉課長。

○社会福祉課長(新藤)上下水道使用料の減免につきましては、障がい世帯、寝たきり世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯を対象としておりますので、その対象者は今ちょっと増えているということから、増えることを止める対応というのは難しいと考えております。

○委員長(大江)住吉委員。

○5番（住吉）続きまして、一番下の生きがい対策事業ですよ。説明書の113ページ、こちらの方ですが、高齢者が増えとるにもかかわらず老人クラブの会員数が1年間で14名しか増えていない。生きがい対策事業言いながら入る人が少なくなって行っておりますが、実際老人クラブに役場の方からは会員数を増やせって言うのとるみたいですし、会員さんの方も一生懸命頑張っておりますが、増えないという現状がございます。その対応策は、この1年間どう考えましたでしょうか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）はい、担当課の方でできますのは、先ほど申されましたように、直接老人クラブ連合会の方にお問い合わせをする部分というのしか、今、ございませんので、ただ、老人クラブ連合会の方から役場の方でできる部分について依頼があった際には、十分協力をさせていただきたいと考えております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）同じ事業に関連して、今度、説明書114ページですね、一番下、高齢者の居場所づくり事業、こちらの方が、備品購入自治会が25年度11自治会じゃったのが6自治会、これ減るのはしょうがないとしても、運営自治会ですね、21自治会、これは変わらない。25年度が20で、26年度が21と、増えちゃあおるんですけども、これはやっぱり一部の自治会にとっては使いやすいものかもしれませんが、残りの自治会にとっては使いにくいものではないかと思うんですよ。実際回数、年に毎月1回ぐらい開かんにゃあいけん、結局その部分また負担になってくる訳ですよ。その点もうちょっと、工夫なり基準を緩めるというのは、考えた方がいいように思いますが、どうでしょうか、見解は。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）委員言われますとおり、1自治会、1年でですね、1自治会しか増えておりません。で、内容についても、自治会ごとに非常に活動内容が違いまして、本町が要綱で定めておりますのに該当しない自治会さんもございます。ですが、とりあえず今年度もですね、見直しはしたいと思っておりますが、が、今年度についても、今までどおりの形でやらさせていただいております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）結局回数に応じてお金を払うというのは、社協の補助金と何ら仕組みがかわらん。むしろ、社協の補助金より厳しいんですよ。社協からもお金を貰う、年6回



じゃったかな。役場の方は年 10 回以上やったら 1 万貰える。金額と回数が違うだけで社協とやっとなることが全く一緒なんです。二重投資ですよ。二重投資いうたらおかしいが、まあ、そんな感じですよ。この辺、やっぱり行政としての補助と社協としての補助と、やっぱり中身がだぶると、意味ないじゃん。それやったらその分のお金、もう社協に渡してしまえばええぐらいの話やし。その点やっぱり補助内容、補助内容いうたらいけん、高齢者の居場所づくり事業と銘打ってやるのであれば、違った工夫の方が、費用対効果としてはよろしいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）委員ご指摘のとおり、この事業が社協の事業に上乘せしたという形で、社協は何回やっても、6 回以上であれば 2 万円という一律のものがあって、各地域に広げたいという福祉委員の主な活動でされています。町が行う事業につきましては、高齢者の方が家の中で閉じこもらないように、出かける場所を広げたいというところがありまして、現在、町の方で、地域包括ケアシステムの構築について、準備をいろいろしております。そことも連動して見直す必要があれば見直していきますし、モデル地区なんかで、住民の手で、いろんなそういう居場所っていうのを広げていきたいというふうに考えておりますので、29 年 4 月までに、いろんな意味で検討していきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○委員長（大江）はい、ほかに質疑ありませんか。はい、宗像委員。

○6 番（宗像）これは、ここのページに限らず全般に絡んでくることなんですが、人権とここで気がついたんで、ここで言わせていただきます。人権啓発でこの中の決算のうち、ほとんどが人件費です。事業費というのはほとんどない。103 ページの成果に関する説明書をみると、まず専従する職員数 0.2 で、この事業内容で本当に 0.2 なんだろうかとというのがまず 1 点、それについてどうなのでしょう。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）人件費につきましては、特に正職員の人件費につきましては、1 人役おれば、逆にぴったり一致すると思いますが、分散したときにそれぞれの事業ごとではなく、一番該当が多い、そういったようなところにつけております。事業内容についてはその事業でどれだけかかっているかという事を出すために、実際人役ということを書いておりますから、ここについては、その予算の立て方で 1 人の正職員について費目を分けることができないということから出ていると、そのようにご理解いただきたいと思

ます。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）私が聞いたのが、0.2がこの事業数でほんとうに正しいのか、もっと少ない数字じゃないんでしょうかというのが1点。次に、引き続き聞きたいんですが、0コンマ8というのは、多分ほかの業務をやっているから0コンマ8という数字が出てるのではないか、これ、ほかの課のところにも全部共通する案件なんですけど、部によっては、総務費の中に入れ込んでそれを割り振っているケースがあると思うんですよ。で、なぜこういう事業数少ない、下手したら0コンマ1を切っているものもあるのに、それを総務費に組まずにこういう予算に組むのか、組んできたのか、それについて、2点、答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）それぞれの事業におきます人役につきましては、事務分掌その他から割り出して各課であれしております。ですから、それぞれの職員を足した場合にはその課の事業と合うようになっておりますから、一応これはいわゆるストップウォッチで勤務時間中にどの仕事をやっているかということ、そこまではやっておりませんが、この部分についてはそういった配分になっておるとお思います。2点目の方のご質問でございますが、そうした場合に、それぞれの事業ごとに、本当に全部振り分けますと、人件費それから当然それに伴う手当、それから共済費というところを割り振っていく必要がございますので、それはそれぞれ主なところへ、1人役ずつつけております。なおかつ、これは特別会計とかそういうふうなところは、そういった負担金という形で全部、最終的に整理しておりますが、一般会計の中におきましては、総トータルの人数だけで処理しております、それぞれの事業ごとでは割り振っておりません。主なところで持ってきておりますので、こういった数字になっております。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）主なところに持ち込むのであれば本来でしたら人件費というのは総務費、款の方には総務費があると思うんで、総務費に放り込む方がいいんじゃないでしょうかということです。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）全てを総務費に放り込んだ場合には、いわゆる交付税その他で人件費が割り振られているものに全く付いていない状態になりますから、そこにつきましてはそ

ういう配慮をした中で付けております。総務費に全部注ぎ込むというのは、いわゆる国庫補助とかそういうようなときの貼り付けとかというところに支障が出ますので、特にそういった国庫負担とかそういうところには総務費以外の事業のところに付けております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）その人権啓発事業の話なんですけど、説明書の103ページの一番下、人権啓発映画上映会事業実施額は16万2,000円と25年度に比べて18パーセント実施額を増やしたとあるんですけど、ところが、参加者数は25年度が320人でしたから、65パーセントも減っている。同じかいけつズロリなのにな。予算は微増ですけども、参加者が大幅に減るとするのは問題があると思うんですけど、どこに原因があると考えていますか。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）はい、この人権映画上映会ですが、25年度につきましては土曜日に開催をしましたが、26年度からは、夏休みではありますけども、まず平日に開催したことと、あとは当日雨が降りまして、例年どおり周知はしたんですけども、毎年団体で参加してくださる幼稚園や保育所、児童クラブ、児童館の参加がなかったことで大幅に減少したものでございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）なぜ土曜日やっていたのを平日に変えたのでしょうか。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）平成25年度の参加者が多すぎたため会場に入りきれないこともありまして、平日に変えたものでございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）そりゃあ、今の答弁はいけんで。人権啓発事業で参加者が多すぎたけえ減らそう思った、そういう答弁になってしまつとるよ、今のは。多すぎたんであれば、会場を別のところにするとか、2か所に分けるとか、それを検討すべきものを、多すぎたけえ減らそう思うて平日に変えましたじゃあ、元も子もない話でしょ。今のは行政として、今の答弁はなつとらんど。啓発しよういうて、増えたら喜ばんにやあいけんもんを、増えたけえ困ったのいう話よ、今のは。答弁やり直し。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）はい、会場につきましても、ひまわりプラザから、26年度は町民

福祉センターの方に変更しました。その人数にも一応対応できるようにということでございますが、土曜日がちょっと多すぎたので、すいません、会場を変えたものでございます。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）まず先ほどの社会福祉課長の答弁は取り消させていただきます。そういった曜日を変えたということで、だったということだったと思いますけども、その曜日とそういうことの無いような、最初にあったような、動員ができるような日というふうに対応させたいと思いますし、それで、会場の方が不足するというのであれば、今ご提案ありましたように、会場を広いところにする若しくは2か所で行うと、そういう対応をとらせて参りたいと思います。

○委員長（大江）下岡委員。

○4番（下岡）先ほど住吉委員が質問しました高齢者の居場所づくり事業、114 ページ、説明書の、この内容ですけれどもですね、非常に自治会の役員会やっても、内容が分かりにくい。というのは、これ例えば、1回だったら1万円とか、3回以上やれば2万円とか3万円とか補助する制度の分ですよ。その分の中身がですね、どこまでが含まれるのか、さっきの社協のですね、いきいきサロンは非常に明解。年間6回以上やればですね、2万円か、補助が出ると。これについてここでは自治会が運営する常設型サロンの経費、常設型サロンという場合、西の場合には西自治会館でやるということなんですけども、ここでは、従来から例えば、囲碁だとか将棋だとかいろんなことをやってきてる訳です。そういう部分はね、含まれないんじゃないかという解釈のもとに、従来からやってるから、外して計算したりしてる訳だけど、役員の中から、そういうのも、一部じゃないかというような意見もある訳です。それだとか、屋外でやるグラウンドゴルフなんかはどうなんだとかいう、非常に分かりにくいので、その辺はですね、どこまで含まれるのか、ちょっと説明していただけます。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）内容につきましては、常設型サロンということなので、いきいきサロンの状況を想定しております。ただ、自治会の皆様とお話しする中で、例えばグラウンドゴルフがすごく盛んなところで、されている場合につきましては、そこも含めたり、それから、内容につきましても、相談して、できるだけ幅広くとるようにはしておりますので、是非ご相談いただければというふうに思います。

○委員長（大江）下岡委員。

○4番（下岡）なんというかですね、ご相談というのがよう分からんからですね、今の役員会の中でですね、ある程度明確にですね、出されないと、それなら相談したらですね、自治会によって違う判断でですね、そちらの方がやるということになる訳ですよ。ある自治会の場合はグラウンドゴルフも入れると、ある場合は外すとかですね、今言ったように、西の場合は、毎週土曜日に囲碁・将棋とって従来からやってきてる。従来からやってきてる囲碁・将棋というのは、新たな事業じゃないからだめだろうということの判断のもとに、外してる訳ですよ。だから、従来からやってきてても、目的に沿うのであればですね、含めるだとか、明確な基準を示していただきたい。そうしないと、今の基準の問題がある話ですから、何回以上とかいうことでね、そこのところはどうなんです。今みたいに相談すれば入れてよかったり、相談したら悪かったりみたいな話だったらですね、ちょっと困る。判断するのにですね、だから、例えば、西も有志がゴルフやるとるといようなことが、山のゴルフですよ。これがどうなんかということですね、それはだめだろうということでやってるけれども、例えば、西自治会ゴルフ同好ならどうなんだとか、いろんな議論が出てくる訳ですから、そこんところはきっちりとしてですね、基準を示すお考えがあるかないかないか。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）基準を改めて示させていただきます。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）まず、その先にね、副町長、取り消したからそれでいいちゃ、まあそうかも分からんがの、そういうことに当たった時にはね、やっぱり、即刻注意せにゃいかん。ただ取り消せばそれで、の、のど元がどうやらになりやどうやらになるちゅうようなことわざもあるが、これであと、にこにこにこにこ喜んどのじゃないか。真剣にやりよるんかどうか、の。まず、啓発の意味は知っとるんか、文言、ひとつ目。

○委員長（大江）すいません今の決算認定に関係ありますか。

○14番（前田）やかましいわい、聞えいやおまえ、言うとりやないか、いい加減な答弁。

○委員長（大江）執行部どなたか、答えられますか。はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）はい、人権啓発の意味でございしますが、人権とは全ての人が生まれながらに等しく持っている自分らしく幸せに生活するための基本的な権利ということ承知しております。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）委員長にも言うところが、啓発とかこういうことが載っとるけえ、そういうことを聞きよるんじゃけえの。はい、外れた明後日のことを聞きよるんじゃない、一言よう言うところが。その次、措置費とかいろいろ扶助費とか、ある訳じゃが、その前にね、いわゆる後期高齢者で、この間も夜8時頃、良いのか悪いのか知らん、わしも夜盗虫みたいなもんじゃけえ、そういう時間に電話がかかったんじゃろう思うけども、その時間がいいのか悪いのか、それも分からない。まず元気ですか、本人ですかいうて電話がかかってきたんじゃがね、そういうふうな確認も、それはそれで、ええのかも分からないが、そういう費用というのかね、わし、それも必要なかどうか分からんけども、その先にね、まずこの間のようなちょっと一般質問でもやらしてもらうたが、そういう元気なものはそうやって電話で確認できると思うんよ。ところがね、施設に入るといって、言葉は悪いが一種の隔離状態になるのよ。それが元気かどうかというのは、確認が非常にしにくいと思う。今のような電話でしゃべるからいいんかどうなんか、その辺の何か策、こないだの続きからになるんだけども、日にちが浅いけえいろいろ検討しますいうても、その時間はなかったかも分からないが、何か考えたらどうか、1点目。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）全般的な話になるかもしれませんが、高齢者の方に対する、そういう安否確認等についてでございますけれども、一般質問のときにもお答えいたしました。介護サービスを使われている方、これについては、施設の方にもですね、町の指導監督の権限がございますので、そういう対応をさせていただくようにしております。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）そこでね、確認するというのはええが、いわゆるこの間も言うたいろんな施設がある、わしも中身は分からん、いわゆる特養からデイサービスの分までね。個人が、そこだけどっかのちょっと屋敷の広い人は、庭先に、4畳半か8畳か知らんが、作ってね、やっておる人とか、いろいろあるんじゃが、今のように、そういう措置されるというんか、そういう人がね、確認いうのもね、全部の施設はできないいうから難しいんじゃけども、少なくとも町内の施設は全部見回ってね、そういうデイサービスとかに来ておられる人も含めて、どうなのか、本当にそれなりのサービスを受けとるのか、極端に言うたら、そんなことはないと思うけども、頭から風呂へ入れて上がってきた時は足から上がってきた、そんなことはないけども、そういうようななどのような待遇を受

けているか、実際は見えないんだよ、本当の話が。冗談も混じっとるけども。それをなんとかいうのを、可視化するというのか、何かそういう苦情が出るからね、何かやっぱり策を講じる、今答え出せというんじゃなしに、策を講じるべきじゃと思うが、それについてはどうかいの。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）町が主導権を持っているところについては、今おっしゃられたようなところへ全て参りたいと思いますが、現在、全国的に問題になっておりますのは、そういった法的な根拠がない中で、住宅を提供されている事業者については、これは県もですが、いわゆる行政側に指導権限がないために、そういったところについては、やるとしても、相手方の任意という形になってしまいますので、この町内にも、そういうふうな事業者が何社かいらっしゃいますが、そういう事業者に限って行政には協力的でないというところが多ございますので、その部分については、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）そういうことでね、非常に前に進んだような答弁じゃけどね、本当にそういうことでね、町内者だから町の施設であって町内者の人が利用するのについては、指導なんかできるが、町外からきとる人とかいうたら、これまたできないとか、ね、訳の分からんようなことになるがね、これ、一つの要望になるかも分からんがね、そういう県の会議とか何とか、最終的には国にあげろとかね、あるいは県の中でなんかやる時、副町長ね、前向きな答弁じゃけどね、何かそういうふうにしてね、今さっきも言う可視化というのか、見えるように何かそういうの、意見としてね、海田町が、その先駆けでね、そういうふうにして、そういう先駆的案を出してやるべきじゃろう思うんよね。海田町はええことを言うの、さすがすばらしい部長や海田の部長は、と言われるぐらいに率先してね、やらんとね、入所しとる人は、ただ行って風呂に入れてもろうて、ご飯食べて、ありがたいありがたい、の。家におりゃあ、いつも嫁とけんかばかりしとらんやいかんからの。ばあさんは、それでも喜んどのかも分からん。ところが、それがサービスに当てはまるこのいわゆる措置費とかいろんな中でのサービスの不足分、分からんよ、不足分があるかも分からん。やっぱりこういうところがね、しっかりやってほしいと思う。そこで今さっきもちょっと言いかけた、町の二つぐらいの施設については、どうなんか知らんけども、本当にずっと隅々までいう言い方はおかしいけども、

たまにゃあ行ってみて、ベッドの手すりがえらい高いじゃないか、なんでじゃろう、そんなところもチェックしたことがあるのかないのかというのをちょっと聞いてみたいね。転落するからしとるんだとか、徘徊するけえ、下り難うにしとるんじゃとか、手すりが、病院なんかでもそうじゃが、場合によってはベッドの半分だけ手すりが両方とも立つようになっておるんだが、そういうふうなやり方もね、その辺を聞いてみたい。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、町に指導権限がある介護のサービスの事業者というところにはそういった検査をしております。ただし、町内にあるそういった、皆様方が思われたときには全てのサービス業者かということ、はっきり言いまして、町に指導権限がない、立入権がない施設がございます。ここについては、現在のところ、いかんともし難いという状態でございます。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）質疑じゃないが、要望じゃね、やっぱり上にそういう意見を上げて、そういうにできるだけ努力していただきたいと、こういうことで終わります。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）臨時福祉給付金のことについてお尋ねしますけども、この制度は、65歳以上で155万以下で、1万円から1万5,000円給付するという、消費税の対策ですよ、中身なのかどうかちょっとお尋ねします。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）今佐中委員の言われたそのとおりの制度でございます。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）そうするとですね。一緒に聞きますけども、漏れの対策ですね、これはどうなってるのか。国がやってその制度で町が全部をやる、この漏れ対策ですね、これはどういように対応されましたか。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）給付金の交付につきまして、チラシや海田町の広報紙またホームページの方でお知らせをしましたけども、申請がなかった方がいらっしゃいますけども、その方についての対策は特に取っておりません。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）福祉の制度は申請制度ですから、申請がなかったら、ほっとく、ほっと



いたという結果になるんですか、お尋ねします。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）期限後というのは逆に交付できないんで、今課長が言ったとおりなんですけど、途中の申請状況をかんがみて、追加の広報その他を行いまして、1人でも多くの方というふうにしましたが、最終的に申請出されない方について、期限が来た段階では、あとはいかんともし難いという形でしております。この制度は、国を挙げての広報という中でやっておりますので、来られなかった方に追加の広報まではできますが、申請をやはり強要というところまではできないと思っておりますので、そういった丁寧な広報するしか手段がないんだというふうに思っております。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）何か答弁を聞きますと、すごい厳しいいうんかね、お年寄りの人は155万以下で、少し高年齢で、そういう手続きがし難い人、なんか手を打つ必要があったんじゃないかと、今、思うんですね、もう、手続せんかったら、平等でもない、不公平がどんどん前進をするというんですかね、そこを助けるのが本来の行政であったり福祉制度であったりするんですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）一つに国の制度として、これ申請がない方にも支払うというのは、これは難しゅうございますから、制度の周知ということには努めてみたいです。ですから申請されない方に再度こういう制度がありますというところ、さらにその説明も。そういった、家庭訪問したりなんかしたときに、包括センターの職員をしてそういう説明まではさせますが、あとは、申請がご本人でどこまでできるかというようなところは、見守っていきたいと思いますが、申請なしでこちらがもうこの人は該当しているから支払うということになった場合には、これは町の制度であれば、そういう方に自動的に支払うということも可能かと思いますが、この制度の場合、国から申請制度になっておりますので、そのところが難しい。ただしですね、こういう制度がありますあなたは該当しますという分の周知については、さらにまた、この制度はしばらく続くんではないかと思っておりますから、その中では、そういった周知は進めて参りたいと思います。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）最後の結論はそこに行く訳ですよ。手続をしない、できない人、ここに光を当ててやる。それが臨時給付金の本来の中身の、制度の姿ですよ。そこに手を

差し伸べるというのが非常に欠けておるといように思うんです。今後のそういうのには万全を期してですね、もう一遍お尋ねしますが、この予算を今の歳入の中で、4,500万か、子育てが4,500万で、約9,000万円入ってきとるんです。この予算を請求するときに、あるいは該当として、全体のお金を請求する場合の、実態との差の人数よね、150万以下の年収入で、これだけあるだろうというんだけど、実際はこれしかなかった。この人数の差はどのぐらいあるんですか、お尋ねします。何人おるんかです。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）約600人でございます。

○委員長（大江）佐中委員。

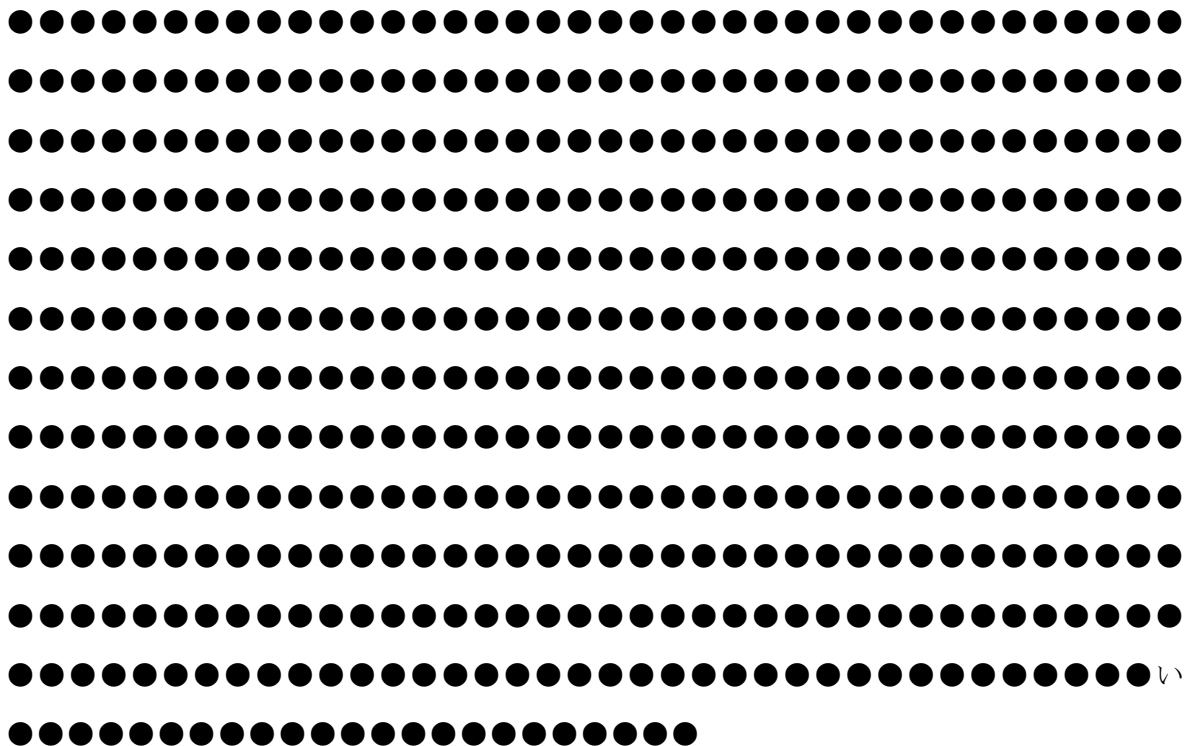
○15番（佐中）しなかったから渡せなかった、制度上はそうかもしれません。非常に残念だというふうに思います。それらのカバーをするのに、例えば、民生委員であるとか、あるいは自治会いうたらまた住吉さんに怒られそうなけど、助けてあげるそういう援助のね、そういう手当てが、手だてが必要ではないかと思うんだけど、今済んでしまったことはもうどうしようもないかもしれませんが、なんらかな形で今後のフォローをね、していく必要があります。そうせにゃね、制度として不公平なよ。知らなかった、手続きせんかった、そのままずっと進むこと自体がね、たかが1万円じゃ1万5,000円じゃいうて言うけども、しかしそういうじゃないんよね、制度として。それはどういう手続きを今後されますか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）もう一度言いますが、該当の方に制度の周知、ですから、中途段階でそういう申請書を出されてない方に、そういう申請がされていないという。ですから、そういう制度がありますよ、是非申請してくださいというところまではしますが、それ以上今おっしゃいましたように、これ外部を通じて、この人が申請していないからというところなりますよ、その方がそういう対象者だということ言い出すことになりますから、そこは、役場の職員をして、そういう周知をするところまでだと、に、限界があると思いますが、おっしゃられたように、その制度を本当に理解して申請されていないのか、それとも、その理解度が足りないから申請されていないかというところはあると思いますので、周知には、今後ともいろいろな方法で進めて参りたいと、かように考えております。

○委員長（大江）佐中委員。





○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）ただ今の住吉委員の発言は職員に対するどう喝としか思えません。こういう決算特別委員会、確かに答弁のまずさ、そういったのもあるかも分かりませんが、今の発言については、答弁しろというのは、職員は萎縮してなんの答弁もできなくなりますので、委員長が今のあれをされるのであれば、私どもとしても少し対応を考えさせていただきます。

○委員長（大江）住吉委員、もう少し冷静に対応してください。住吉委員。

○5番（住吉）発言を取り消します。先ほどの部長の答弁を聞いておりましたら、自治会がグラウンドゴルフをやっているところが多い、と答弁されましたが、現実問題として、違うところも多いです。自治会とは関係なしに、老人クラブを運営しています。そういったところとの不公平感が、今度は要はグラウンドゴルフに対してもこの居場所づくりに補助を実施してるのであれば、今度、老人クラブ間の不公平感も出てこようかと思いますが、その点は見解はいかがでしょう。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）先ほどの部長の答弁の中で、そこは混同されるところがあったようなところもあります。しかしながら全てがというのではなしに、制度を導入したときの自治会長会議で出ました質問中でそういった老人クラブと自治会とが同一地域で実質裏表

になっているようなところから、それを自治会の名前でやったら補助金が出てきて、老人クラブの名前でやったらどうなのかとかというところがございました。おっしゃるとおり、居場所づくりですが、社協がやっていますのは一定のサロンというような形ですが、そうではなしに、ある程度その地域で老人の方々の生きがいがいづくりに取り組んでいただきたい、そういう対象するためには、そういった裏表、住吉委員今おっしゃいましたような複数になっているようなところは別にして、自治会、それからその自治会の中でも班単位ぐらいでやられるようなところもある、そういうようなところは、自治会全体でなければいけないのかという質問が、当時出まして、特にその後の懇親会でも、よう分からんと、うちは、そういうのは大体、老人が自治会に委託といたらおかしいんですけども、そういうふうにやっていると。で、その部分については、今から定着を図って行くために、あの段階で、そのあとの引き継ぎがどうなっているか分かりませんが、ご相談くださいと。そういう趣旨の中で少し当初は幅広く捉えましょうと。いうのが、社協の方が6回となっておりますが、制限がいろいろありましたので、そうではなしに、まず老人の方々が、どっか出てきていただく、地域に出ていただくための導入の補助金だというふうにしておりますから、そこでご相談くださいというところが出てます。そういう中では、当然、町全体というか複数の自治会にまたがるようなものについては、これは、今回の事業は自治会に対する事業ですから該当しませんよねというようなご説明をしてくれておりますし、これは、住吉委員のあれじゃなかったですが、囲碁・将棋とかそういう今までやってきたのはどうかと、それも十分な居場所づくりじゃないですかという形でやっております。ですから、今後、次は、年度終わりの自治会長会議、それから、昨日来ご意見いただいております一番最初の、年度当初の自治会長会議、そこら辺は、まず、この部分について、特に新年度、相当、皆さん、かたく考えられて、要望が申請が出てきませんでしたので、せつかく予算付いてもそれが使われないというのをどう打破するかということで、幅広くとらえます。しかしながら住吉委員がおっしゃるように、中には本当にご相談を受けて、私のところに上がってきても、それは蹴れといったようなものもございます。そういうようなところで今の段階では、明確に線を引くよりも、まず、そのそういった活動を、自治会がうまく活用していただきたい。その上で最終的には、そのいきいきサロンにつなげたいというふうに考えておりますので、そういった面で私どもとしてはまずこの制度を使って、各自治会が、どういう形態であれ、地域の老人の方に居場所をつくるというきっかけにしていきたいというふ

うなところでスタートをしておりますので、おっしゃられた少し曖昧な部分も残しております。ただし、先ほど言いましたように、全くその町外でゴルフをされるとかというふうになると、そういうようなところは、やはりその生きがいつくりどこまでなるのか、とかというようなところがありますから、一部ケースバイケースでお断りしている部分も出ておりますので、まずは幅広く捉えていただいて、この補助金を活用して自治会でこんなことをやりたいのだが、これは件数にカウントしてもいいのかということをご相談いただきたいと、まだ今の時点では、特に今、自治会を最先端でやられている方々にとっては、なかなかそういう会合開いて周知するところが難しいと思いますので、そういうふうにしていただきたいと思っております。これは1回目、割と厳しくやったときに、多くの自治会からこれじゃ使いづらいと、自分のところは地域の老人クラブに一致してるんでそこにこういうのをお願いしてる、そこへ委託出すのはだめだろうかというような相談を受ける中で、今運用しておりますので、厳密にやってしまうと、やはり、多くの自治会にとっては逆に負担感が出てきて使えないと、そういう居場所がなくなるというところがあると思いますから、この周知についてまた自治会長会議等でどう伝えるかというのは、また考えさせていただきますが、この事業について幅広く、今まだ運用させていただいているんだというところは、逆に、実態をご存知なだけにご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（大江）下岡委員。

○4番（下岡）今の中でですね、幅広くという表現が出てきましたけれどもですね、幅広いのか何なのかですね、自分らでは判断つかない訳です。例えば麻雀教室も、西も始めたんです。だけど、これは遊びだからね、除外じゃないかということを入れてないんですよ。だから、そちらからですね、今は申請で出てきてる訳だから、その中のレパトリ一、許可してるんですね、含めてる幅広いの範囲、こういうものですよというのを示していただきたい。そうしないと相談に来いとかがいますけれどもですね、年間1万とか2万の話ですよ。だから、そんな金額でですね、相談に行くんだったらもうそんなもん当てにしないで外しとこうと、こうなる訳ですよ、役員会の中では。だから、今言ったようにですね、そちら側から、こういうものという一例で、こう示していただきたい。例えば、麻雀教室なんかいうたら、今言った役員会の中で、役員やらん人の中から反発が出る訳ですよ、麻雀、遊びじゃないかと、そんなものが、何で居場所づくりだという議論になる訳。だから、麻雀なんかもどうなんか。幅広くという意味では、麻雀も海田町が、

いきいき麻雀とかいって、何か町でやっとなる訳だから、私ら入るんじゃないかと判断する訳ですよ。だけど、今言ったように議論になるから、きちっとそちらからまずですね、示していただきたい。相談に来いと言われても、わずかな、1万か2万になるか、年間ですね、全体のウエイトが低い金額でですね、そんな、いちいち行きませんよ。だから、そっちで示していただきたい。そういうお考えはあるかないか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申しますが、例示という形では出させていただきますが、それぞれのところいろいろ知恵を出されて、それに載らないようなもの、これどうなんだろうかというのは、割とやられています。今おっしゃいましたような囲碁・将棋とかそういうような部分、最初私ども、どうするかというようなことの例示では特に出してない、特に最初は本当にいきいきサロンに該当するようなものという形でどちらかというところを出しましたが、そういう中ではそういう趣味の会をやることによって、ほかの方を誘うというような、どうだと、私ども趣旨に十分に合っと思ひまして、そういうのもしております。そういう意味では、先ほど申し上げたように、いちいちあれというよりは、計画の中でそういうものも全部含まさしていただいたら、逆に、これは該当しないんじゃないかということをごちから、どういうふうにされていますかという確認をするとか、そこの方々は、逆に、この場ではなしに、自治会長さん方とご相談はしたいと思ひますけども、そういった意味では、とにかく一番の趣旨は、老人の方が家の中に閉じこもることなく、そういった、前に来ていただくというのが、この生きがいくりの趣旨でございますから、それを、自治会の方でいろいろ知恵を出された分を、この例示がないからだめという気がないというところが、幅広というふうに言っておりますので、よそでやられている中でこういうのも認めておりますというのは自治会長会議で配らせていただきますが、それに限定はしないということのところはご理解賜りたいと思ひます。

○委員長（大江）下岡委員。

○4番（下岡）そういうことであればですね、一応自治会が考えてるものはですね、全て出してくださいと、そしてだめなものはですね、役場の方からけっちゃんくりますと、そういう方向でやっていただきたい。それでよろしいです。ちょっと答弁。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）結構でございます。そういうふうにしていただきたいと、自治会長会議

でも説明させていただきたいと思います。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）先ほどの佐中委員の質問を続きの臨時福祉給付金、これ、個別周知は全くされてないんですか。当初の段階で、佐中委員が聞かれてる中で、該当者に対して個別通知は全くされてないんですか。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）11月の広報の折り込みで全世帯に周知をしております。対象と思われる方には、個別通知をしております。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）じゃあなぜ最初に、対象者に個別通知してますという答弁をしないんですか。全くなかったでしょ。だから、佐中委員が何回も何回も申請漏れした人はどうするんですかどうするんですか、いうて聞いとるじゃないですか。確か個別通知しとると思ってたんで確認させてもらったんですが、質疑に対して、きちんと答弁しないと、通知しとる訳でしょう。その人が、申請しなかった分は、これこそ広報等でフォローしておりますという説明ならいいですよ。結果的に話が長くなって、同じ答弁を何回も何回も繰り返すようになる訳でしょ。きちんと答弁をお願いします。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）少し厳密に質疑を捉まえて、いわゆるその最終的に申請がなかった方にどうしているのかというふうな質疑だというふうなところで、しましたが、その何度か繰り返しましたように周知の方は、いろんな方法で、これまた考えて、どのように皆さんに理解していただくかということは、今後制度続くと思いますからそういう形でやってきたいと。ただ、先ほどもうひとつに佐中議員の質問の中には、実際に申請が出なかった方にも行政の側から何らかの手段が打てないかという部分について、申請期限を過ぎても申請が出された方々にはできないと。で、課長が特に最初に先にそれを強調し過ぎた面がございましたから、そここのところは、追加で答弁させていただいたところでは。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）生きがい対策事業なんですけど、趣旨は分かりました。ただ反面年10回やって1万、10回もやって1万かいという思いも正直ありますし、それほど、以前から活発にやってる自治会であれば、すんなり、じゃこの行事を当てはめてとなるんでしょうが、



そうじゃない自治会にとっては、正直言うて困るんですよね。実際、社協の年6回、一応うちはクリアしてますが、手続は、福祉委員から負担になるいうんで、申請をやめたんです。社協は申請してくれ言いますが。そういった部分もございまして、回数をこなすのも自治会にとって負担になると同時に、今高齢になってごみステーション当番に出れんからと自治会やめる高齢者も増えてきている。となると、そういった方々の居場所というのは本当にないんですよ。自治会に入っていないから、こういった方々こそ、来てもらわにゃいけん。孤立化防止のためには呼ばにゃいけんのんですが、この事業じゃあ、もう切ってしまうと。自治会に入っていない高齢者を。その点は、どのように考えていらっしゃいます。正直いうて。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）その点につきまして二つ考えております。一つは、行政が直轄でいろいろと打って行かないといけないというところも考えておりますが、もう一つは、そういった方の場合でも、地域ということ考えたときに、自治会確かに、自治会費を払っていらっしゃらない老人世帯という形にはなるとは思いますが、これは要援護も一緒ですが、自治会員以外でそういう要援護の対象の方を自治会に入っていないからという形で地域が見捨てるのかというのと同じように、そこの部分は先今おっしゃりましたように金額の多寡でその負担感があればまたそこは考えていかなければならないと思いますが、やはりそれは、地域でそういう方々は受け入れていただきたい。その若いいろんな方々の自治会に入らない方とかマンションとかそういうような部分は、これは確かに止むを得ない部分はあるかと思いますが、除外される、ただし、地域のお年寄りについては直轄でもやりますが、自治会におかれても、一定程度は受け入れていただきたい。そのための必要な経費とかそういうところは考えて参りたいと思いますが、今おっしゃったように退会されたお年寄りについては、自治会として面倒見きれないという自治会が増えた場合には、我々としても限界がございまして、そこのところは特にどういうふうに今度は行政の方が一緒になった場合に、自治会で対応できるかというところを協議して参りたいと思いますが、全てを直轄でできるとは思っておりません。町が小さなブロックまで出て行ってそういう方々をとというのがあります。やはり生きがづくりよりも健康管理という面で包括は動いておりますので、今ありましたが、そういうやはり段々加入率が減ってる中では、そういう考えが出ている自治会もあるのかと思いますが、私どもとしては、そういう補助制度の方をなんらか考えていくということで、先ほど来、

金額が少な過ぎるとかいろんなお話ございますが、そういうところを考えますが、その中には、やはりその自治会員だけではなしに、そういった地域をどうするかというのを考えながら、これは当然うちだけが考えるんじゃない自治会長さんたちと協議する中で、そのところは進めて参りたいと、そのように思います。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）おっしゃることは、副町長の言うことは、完璧に正しいとは思いますが、ただ反面、自治会に入っていない方を把握できないんですよ、もう。ましてや、自治会に入ってる方の正確な年齢も分かりません。民生委員さん、しゃべる訳にいかんでしょう。役場も聞いても教える訳にもいかんでしょう。入っている人ですら、もう年齢が把握できなくなっている、都市部においてはね。そこへ持ってきて自治会外れている人なんて何歳か知らないんですよ。うちの自治会においても、ワンルームマンションいっぱい建ってます。その中に何名かいらっしゃるようなんです。対象者が。でも分からないんですよ。声の掛けようがないんですよ。今の副町長のおっしゃることは正しいと思います。実際、自治会員のなかから、何で金払ってないのに呼ぶんやという声は出てきます、間違いなく。それは置いといて、取りあえず今は、把握ができないという問題があるんですよ、全く。1軒家だったら分かりますよ個別に回りゃあ。オートロックのワンルームのマンションであるとかだったら、さっぱり分からん。誰が住んどるんか、どんな人が住んどるんか。杖ついた人があそこのマンションに入ったなぐらいは分かります。たまたま見かければ。それ以外はもう分かりません。それはどうしたらええですか、逆に言うたら。教えてください。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）ほかの問題と一緒に、自治会長さんへどこまで個人情報を出せるかというのがありますが、逆に自治会の方の活動を、一定程度こちらで把握しておりますから、こんどは介護その他で、老人の方のところへ、訪問はいたします。先ほども話が出ましたが、そういうようなところで、逆にこういうのが自治会で開かれていますというのをお知らせし、それで逆に出てこられた場合に、ここにこういう人がいらっしゃるんだというような把握というのが考えられますが、ここについては今日のこの議論の中で、その場凌ぎではございませんが、行っておりますのでそこら辺は逆に、最初に言いましたように、じゃあ今の補助制度が妥当なのかどうなのかというようなことも含めて、ここは今、この委員会の場というよりは、自治会長会議とかそういう場で、そのご相談をさ

せていただきたいと。こちらからも提案し、それに対してご意見をいただくという形をとりたいと。手段は少しはあると思っておりますが、やはり、最近の個人情報保護というところとの兼ね合いをどうするかですが、私どもには制限がありませんのでそういうことを考えて参りたいと、左様に考えております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）そりゃあもう是非お願いします。今言った、例に出した方はかわりたがっているらしいんですよ。役場か社協に、カラオケの会とかはないんですかいうて、聞いていきよらしいんですけども、こっちに相談がない以上、声を掛けられないというのもあります。そもそも、どこに住んだるかも分からないいうんがあるんで、その点は、本当に居場所づくり事業を本気でやるのであれば、もう早急に手を打っていただきたいと思うんですが、それは無理でしょうか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）早急に検討して参りたいと思います。

○委員長（大江）西山委員。

○12番（西山）発言すまあと思ったんですけども、7の臨時福祉給付金事業ですけども、これスタートして、私随分気にしておりました。申請者数が現在いくらかとか、いろいろ担当のところに聞いておりました。あまりに進まないものですから、ヘルパーの方とか、要支援の方、おうちにいらした時に見られた場合には、助言ができないでしょうかと、民生委員さんとか行かれた時に、その封書があった場合にできないでしょうかって言ったら、いたしますって言われて、全然そのようなのをしてますっていうあの説明がなかったんですが、それは、過去平成26年でいいんですが、今年もスタートしております。今年度も、やはり個別に対象者には封書でお知らせされるのであれば、そこに行かれた方がそれ見られた方が助言をして、じゃ一緒に申請に行ってあげましょうとか、そういう政策は取られないでしょうか。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今年度個人通知しております。で、高齢者の方ですので、地域包括支援センターやケアマネジャーの会など、民生委員さんなどを通じて、個別に声を掛けていただくようになった、お願いして参りたいと考えております。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江） 暫時休憩いたします。再開は 10 時 40 分からです。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大江） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。その前にお願いがあります。

質疑は回数の制限はございませんが、一問一答方式で行いますので、委員は簡潔に冷静に質疑され、執行部におかれましては、質疑の趣旨を十分に把握し、的確かつ簡潔明瞭に答弁してください。なお、質疑答弁にあたっては、発言を許可の得た後にマイクのスイッチを押して、発言してください。65、66 ページ、ほかに質疑ありませんか。67、68 ページ、全てです。住吉委員。

○5 番（住吉） こちらの下の方、備考欄の下から 3 番目か、4 番目か、障害者社会生活援助事業というのがございますが、説明書の 130 ページ見ますと、町内施設支援数 2 施設 11 回となっておりますが、25 年度は、7 施設 19 回と説明書の方に記載されておりましたが、これ、施設数が 5 施設も減った理由というのは为什么呢。

○委員長（大江） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤） はい、この柏学園の助成事業でございますが、事業としましては言語訓練指導相談事業というのを実施しております。その中で、今年度は 2 施設 11 回しておりますが、これは町内の保育所、幼稚園、小学校から依頼があった場合に、柏学園の指導員が出向くこととなりますので、26 年度は 2 施設からしか依頼がなかったものでございます。

○委員長（大江） 宗像委員。

○6 番（宗像） 中段あたりの福祉センター指定管理事業 4,185 万 6,358 円払われております。ここでしか聞くことがないんで申し訳ないんですが、これ社協に委託の指定管理と思うんですが、現在、事業、あちこちで委託金を出しておると思います。社協に全ての委託金どのぐらい払っておるのか、ここでしか聞くところないんで申し訳ないんですが、答弁願えればしてください。

○委員長（大江） 副町長。

○副町長（三宅） ちょっと集計する必要がありますので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

- 委員長（大江）宗像委員。
- 6番（宗像）でしたら、事業名と金額を分かるようにしていただいたら助かります。
- 委員長（大江）副町長。
- 副町長（三宅）それでしたら答弁というよりは資料という形でお出しの方がよろしいんでしょうか。
- 委員長（大江）宗像委員。
- 6番（宗像）資料の方が都合が良ければ皆さんにお諮りして資料請求してください。
- 委員長（大江）皆さんにお諮りします。ただいまのは資料請求でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（大江）はい、じゃ、よろしくお願いたします。ほかに質疑。兼山委員。
- 3番（兼山）障害者地域生活支援事業の手話通訳者の派遣、5回になってますが、125ページですが、5回、どこに行かれたか、26年度、どこに行かれましたか。
- 委員長（大江）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（新藤）はい、すみません、どこに行かれたかまでの資料はちょっと持ち合わせておりませんので、また後ほどにさせています。
- 委員長（大江）ほかに質疑はありませんか。宮坂委員。
- 11番（宮坂）福祉タクシーなんですけども、これは私不勉強で申し訳ないんですけども、議員として回っているとね、交付対象者以外のところにタクシー券が回っているといううわさを聞くんですけども、これの本人確認とか、そういった交付対象者以外のところに券が回ってる、それを実際利用しているという話が耳に入ってくるんですけども、福祉タクシーの利用の本人確認とか、そういった実績とかいうのは把握はどういうふうにされてるのかなど。
- 委員長（大江）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（新藤）タクシー券を利用するときは、障害者手帳も一緒に出しますので、それでタクシーの運転手の方に本人確認をしていただいております。
- 委員長（大江）宮坂委員。
- 11番（宮坂）それはタクシー会社が徹底してるんかどうかいことよね。そういうふうになっても、タクシーの運転手がもらった、なったら、どこまで把握されてますか。
- 委員長（大江）社会福祉課長。
- 社会福祉課長（新藤）はい、今年度契約の中でそういう確認のお願いはしておりますが、

もしそういう方が実際おられるかどうかというのは、把握できておりません。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）これに関してですね、障がい者又はほかでもええんじやが、海田町からタクシー券をもらえる制度ですよね、これ以外にも何かあると思いますが、このタクシー券をどういう場合に海田町は発行しておられるんか、障がい者ひとりに付きいうて、障がい者も程度があるんじやが、どういう方にこのタクシー券を配布しておられるのか、それを全般的にちょっと答弁できたらお願いします。

○委員長（大江）対象者ということですか。はい、社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）この福祉タクシーの助成事業以外にタクシー券をお配りしているほかの事業はございません。この重度障害者福祉タクシー助成事業の対象者でございますが、まず身体障害者手帳の所持者、上肢、下肢、体幹機能、移動機能、視覚、心臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう機能、直腸機能の程度が1・2級の方、あとは、上肢、下肢、体幹、移動の障がい3級のうち、第一種身体障がい者である方。次に、療育手帳の所持されてる方は、まるAとAの方。精神障害者保健福祉手帳の所持者につきましては、1級又は2級となっております。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）最近ね、例えば、お年寄りで、高齢者よの、高齢者で、あちこち手術して、何級を持っておられるかは知らんのじやが、わしも問い合わせがあるんじやが、役場へ行きんさいいうても、役場へ行くのにタクシーで行かにはあいけんようないうて言われるけえ、わし今日聞いたんじやが、今ごろ、今の身体障害者の手帳、えっと交付されるよの。じゃけえ今言われるが、例えば、心臓の手術したら、1級か2級かの、肺の手術したら元気な人もおられるが、よいよ駄目な人もおられるんじやが、今から聞かれた場合よの、役場へ行って、連れて行ったら、申請はどのようにしたらええんかの。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）身体障害者手帳の申請につきましては、社会福祉課の方に申請書と主治医に書いていただく診断書がございますので、それを、タクシー券の申請ですか。

○13番（崎本）ほうよ。

○社会福祉課長（新藤）タクシー券の申請につきましては、該当される方に申請書を送っておりますので、それを手帳と一緒に持っていただいて、その場で交付をしております。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）該当者に申請書を送っちゃうんじゃないんじやろ。該当者はいっぱいおられるんじやが、役場へ来て申請せにゃもらえんじやろ。該当者に皆送っちゃあへまあ、わしに送ってきゃへんので。申請すりゃもらえよう、そりゃそうじやろう、該当者に皆送ったら、そこまで把握しちよる、してないでしょう、してる。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）年度始めに該当者に申請書の方を送付しております。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）これは所得制限があるんか。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）所得制限ございますので、それに該当されない方には通知はいつておりません。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい、次のページへ行きます。69、70 ページ全てです。はい、住吉委員。

○5番（住吉）備考欄の遺族援護事業ということで、説明書は134 ページですね、これも素朴な疑問で聞くんですが、こちら24年度は対象者1名だったんですよ。それが25年度7名に急増して、また26年度1名に戻る。なんか不思議な対象者数の動きに見えるんですが、これなんか特別な要因があると思えませんが、何でしょうか。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）26年の対象者1人につきましては、戦没者等の妻に対する特別給付金を申請された方でございます。処理件数の8件といいますのは、平成26年より前に申請をされた方で、国庫債券が発券されたものを通知した件数となっております。25年の7人については申し訳ありません、ちょっと確認をしております。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）はい、すいません、25年7人がどういう内訳だったのか、後刻、答弁追加で答弁をさせていただきます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）中身云々というのも24年が1人でしたよ。25年7人になりました。また26年にまた1人に戻りましたよ。単なる転居とも思えんし、不思議な対象者の動き、それが、不思議なんです。その理由が分かればいいんですが、その答弁をまたあとお願い

します。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）申し訳ございません。おっしゃられとる意味は理解した上で、25年を今持ち合わせておりませんので、後ほど説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい、次のページ行きます。71、72ページ全てです。桑原委員。

○7番（桑原）子育て支援コーディネーターの配置事業ですが、これ臨時職員の人件費が出ておりますけども、事業内容、臨時職員というのはどういう方になってらっしゃるのか、まず伺いたしたいと思います。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）この子育て支援コーディネーターにつきましては、保育士の資格を持つ職員でございます。

○委員長（大江）桑原委員。

○7番（桑原）それでは、子育て支援ネットワーク会議をやってらっしゃいますね。12回、ここは今の保育士の資格を持ってらっしゃる方が中心となって会議をやってらっしゃるという判断でよろしいですか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）子育て支援ネットワーク会議につきましては、まず保健センターの所長であるとか、あと民生委員さん、それから、警察署、それから教育委員会等の職員に加えまして、各保育所、幼稚園の園長さんや職員も対象となった会議となっております。

○委員長（大江）桑原委員。

○7番（桑原）個別的な年間相談というのがあると思うんですけども、どれぐらいの相談件数があるんですか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）まず子育て支援センターでの相談件数につきましては、ひまわりプラザが年間371件、海田児童館については617件、海田東児童館については327件の相談がございます。また子育て支援コーディネーターにつきましても。

○委員長（大江）こども課長。



○こども課長（森川） すいません、子育て支援コーディネーターにつきましては、年間 212 件のご相談を承っております。

○委員長（大江） 桑原委員。

○7 番（桑原） どのような内容かということも聞きたいんですけども、私も近所に、そういったところへ行けない、子どもを生んだばかりの子どもですよ、2 人ぐらい持ってらっしゃる方がいらっしゃるんですね。そういった積極的に参加できる状況であるのであればいいと思うんですけども、そういった、行きたくても行けない、要するに引越してきて、ママ友っていうんですか、お友達がない、その中での、そういった人たちへの周知ですよ、来てくださいと。来ていただける方にはそれは十分それで対応できると思うんですね、そういった方いらっしゃると思うんですよ。ですから、子どもを産んで困ってらっしゃる方だって何人か町内にいらっしゃる、悩みを持ってらっしゃる方がいらっしゃると思うんですが、その方たちに対する周知、どういう方法で今やってらっしゃるのか、そうでなければ今後どうしていかれるのかということをちょっと聞かせてください。

○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） まず、子育て支援センターであるとか子育て支援コーディネーター制度につきましては、まず、母子手帳を取りに来られる方から、そのような制度について、まず周知をいたします。また、出産後の赤ちゃん訪問等で支援センターの機能であるとか支援コーディネーターのサービスについても周知を個別に図っておるところでございます。

○委員長（大江） 桑原委員。

○7 番（桑原） その上の児童虐待防止対策ですけども、ここの相談件数と、できれば、どのような内容が多かったかということをお知らせいただければと思います。

○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） まず、子育て支援コーディネーターの相談内容については、まず、幼稚園の情報が知りたい、幼稚園の就園奨励費のことが知りたいとか、子どもの発達について、また躰について、それから母乳のことであるとか、離乳食のご相談等が多いものでございました。

○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） 児童虐待について把握している件数でございます。まず全体の登録

人数につきましては、71名の子どもさんの方を登録をして、子どもさんの家庭の状況であるとか、を把握して、さまざまな機関で相談につなげているところでございます。

○委員長（大江）桑原委員。

○7番（桑原）臨時職員がいらっしゃる訳で、相談件数がおそらくあったと思うんですよ。相談件数、相談件数とその内容というものを聞かせていただければ。どういった内容の相談が多いのか、蹴られたのかの殴られたのかということでも結構ですから、虐待。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）今こども課長が、逆に相談件数ということ、コーディネーターの説明したのは、コーディネーターはそういった子育て全般の相談に応じておりますが、児童虐待の方の臨時職員は、そういった相談業務のために配置しているのではなく、いろんなところからの通報を受けまして、先ほど登録という言葉を使いましたが、そういう情報が集まってきたものの整理、それからまた台帳的なものをつくっておりますから、そういったようなものの整理に当たっております、そういう相談に応じているものではないので、虐待の相談件数というところでは、特に、この臨時職員での相談件数というものはございません。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）さっきの宿題はほぼ分かったんですが、1件、1点だけね。4,327人おって3,770人、この差が557人なんですね。ところが、子育ての臨時の給付金の問題ですけれども、その差が557人ということでここには、公務員を除く98パーセントの執行率というのがありますけれども、557人公務員がどのくらいおるか知らん、その残った98パーセントに該当してるのかどうか。557人いうたら多すぎると思うんですよ。で、その中身を聞きたい。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）申請児童数に対しての支給児童数の差でございますが、まず、この子育て世帯臨時給付金につきましては所得制限ございます。所得制限で所得オーバーになった方が161名、で、臨時福祉給付金の対象になりますと、子育て世帯の臨時給付金が出ませんので、臨時給付金の対象になった方が、390、すみません、残りの世帯の子どもさんです。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）大体分かりました。子育ての支援でね、アシスト電動車がある訳ですね。

今まで6台というのが私記憶にあるんですけども、非常に人気がよくて、なかなか貸出するに合致できないという。今実態はどうなってるのか、何台あってどのぐらいの応募で、どのぐらいのサイクルでそれが回っているのか、お尋ねします。

○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） 電動自転車につきましては、まず、こども課の方に5台ございます。

3か月利用いただいたら、また次の方に回すような状態で、ほとんどが貸し出しをしている状態ではございます。

○委員長（大江） 佐中委員。

○15番（佐中） 若いお母さん方から聞くんですが、もっと増やしてもらえんかのいうんですけどもね、町長か副町長かどっちか、この問題について、人気が高いんでね、子育てを応援をするまちづくり、環境をよくして、いうその立場から、今後ね、要望に応えるのかどうか、お尋ねします。

○委員長（大江） 副町長。

○副町長（三宅） これは経済対策で確か最初は導入したと思っておりますが、年数も経ちました。それから、よその町においては貸し出し以外の方法とかいろいろな方法がとられておりますので、ご要望に応えられるように、見直しを検討したいと、そのように思います。

○委員長（大江） 兼山委員。

○3番（兼山） 母子家庭等の自立支援の事業で、26年度は1名終了されておるというふうな報告ですが、その下、資格取得についてはどの資格になってますか。

○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） 平成26年度につきましては、正看護師の資格の方が1名と、准看護師が2名取得されました。

○委員長（大江） ほかに、崎本委員。

○13番（崎本） 私は、母子家庭ちゅうのがあるよの、支援事業。現在、海田に母子家庭で、支援事業うか母子家庭のあれを受けちよる方は、大体何人ぐらいおられるか。年々増えちよるか、減ってるかそれ2点をちょっと。2点ほどお願いします。

○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） 母子家庭の方で児童扶養手当を支給されている人数でございますが、平成26年度で263世帯の方が受給をされております。この方が母子家庭として登録を

されてます。また、死別等で遺族年金等の方につきましては把握をしておりません。傾向といたしましては、離婚の手續をされる方は増えているものと考えております。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）ちょっと26年度は263人じゃが、海田町全体で263人。それとも26年度だけで。全体では何人おって。今までずっとやって。分かつ、手当出しちよるんじやから。母子家庭が何所帯今おるかちゅうことよ。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）毎年増えたというんではなしに、26年度のさっきの数が263です。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）はい分かりました。ありがとうございました。

○委員長（大江）ほかに質疑は。住吉委員。

○5番（住吉）子育て応援事業ですよ、資料の50ページ、ファミリーサポートセンター事業、登録会員数が昨年25年度より18人減っておりますが、これ実際の利用人数ですよ。25年度は、確か45名と伺っておりますが、26年度は何名いらっしゃいましたでしょうか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）26年度につきましては、14件の利用がございました。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）25年度が45名ですから、大幅に減ったように思いますがそれ間違いないでしょうか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）児童クラブの送迎を利用されていた方が、今年になって26年になってご利用が少なくなったということで、14件に減った状況でございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）続きまして、子育て応援まつり事業でございますが、来場者、延べ人数というのがちょっとよく分かりません。延べ、開催日が一日だけですから、延べというのも不思議な話ですし、本来は実人数であるはずだと思うんですよ。延べというのは、何と何と何を足して延べになったんでしょうか。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）こういうイベントで実人員を出すのは大変難しく、いろんなイベ

ントの内容の中で、参加者数っていうのを出して、その合計ということで、延べという言い方で表現させていただいております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）ということは、実際の人数は異常に少ないという見方もできますよね、1万2,000人じゃったら。この子育て祭り事業の中に、複数のイベントがある訳ですよね。そこの参加者の人数を合計して延べにするということは、随分少なくなってしまうですよね。今の部長の答弁を聞いて逆にお伺いしますが、いくつのイベントの参加人数を合計したら1万2,000人になったんでしょうか。意味分かりますかね、複数のイベントの来場者数を合計しましたという答弁がなされましたが、複数のイベントというのは全部でいくつあったんでしょうか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）概数で出しておりますが、イベントというよりは、数会場でやっている26年度でいえば、西中の体育館の食育と、ひまわりプラザとその隣の保育所のそれぞれ両方を足しております、そのもっとその中ではなしに、それぞれの会場において大体何人、大体来られたかというのを集計した上でやっておりますから、もし両方へ行っていただいていると、6,000が実という形になりますが、片一方だけという方も多い、ですから、ちょっと実はよく分かりません。実数というのは、実数はちょっとあれしますが、当日の人手から言えば、そんなに少ない人数ではなかったと思っております。で、入場者を正確に誰かがカウントしている訳ではございませんので、延べというよりは延べ約という、とご判断いただければと思います。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）つづきまして、保育促進事業でございますが、こちら158ページの一番下、保育所入所者数の表がございます。これ見ますと、未満児の定員が208名に対して、入所者が265名、57名も定数オーバーの状態を受け入れているということになりますよね。ちなみに25年度は242名ですから、定数オーバーが増えていっている。私立の保育所も特に明光保育園なんて定員を17名もオーバーして未満児を受け入れている。海田町、待機児童はいませんよと言いつつも、未満児をかなり無理して受け入れていると捉えてよろしいんでしょうか。この表を見る限り。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）3歳未満児の受け入れにつきましては、広さに余裕がございます。

また、定員の 1.2 を超えない程度での入所が認められていることから、このような数字になっている状況でございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）1.2 超えてますよね。定員かける 1.2 ですよ。例えば、明光保育園、定員が 30 名です。これに 1.2 を掛けますと 36 名になります。ところが入所者数は 47 名です。明らかに今言った、課長が答弁された数字をオーバーされておりますが、これはどういうことでしょうか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）定員の管理につきましては、施設全体の広さ、施設全体の定員に関する 1.2 を超えない程度での受け入れが可能となっておりますので、基準に適合してございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）じゃ、ここにある定員というのは一体何なんですか。それが分からないんですよ。今、課長の答弁を聞いておきますと、受け入れスペースの大きさから受け入れられるケースが決まりますよ。それ掛ける 1.2 までオーケーですよというのは把握しました。となりますと、ここにある定員というのは何なのかという話にもなります。もうちょっと分かりやすく答弁願います。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）当然に受け入れられる面積で定員を決めておりますが、先ほどの課長の答弁を二つに分けさせていただきたいと思います。一つが、定員に対して 1.2 というのは、今のおっしゃいます件では、90 に対して 1.2 ですので、108 までは受け入れるという形になります。それでそういうような中で、それぞれの保育所の今度は場所等を考えた場合に、それとかあと保育士の数等を考えた場合に、それが 3 歳未満が受け入れオーバーしやすいか、若しくは 3 歳以上の方を受け入れた方がいいのかというのは、そこは今度はその保育所のそれぞれスペースがどの程度余裕があるかというところで、明光あたりですと、大きな子よりも小さな子であればある程度定員を超えて受け入れられると。その定員を超えられるというのはそれぞれの別々ではなしに、全体の定員数に対して 1.2 ですので、計算上 108 までは受け入れられる、この段階では 108 まで受け入れられるものを、その次はこの定員を決めるためのあれじゃなしにですね、実際のそのスペースを考えたときに、そういった未満児に対して受け入れられる可能性が高いところを、そういうとこ

ろで受け入れております。そういう中では、一定程度受け入れている定員というのがどういうことかというところで、定員割れしますと、特に私立におきましては、経営にも関わってきますので、できれば定員より多めにというところで望まれておりますが、定員の見直しを行っていただきたいという話はしておりまして、子育て計画の中で、私立保育所について実員にある程度見合うような定員に今見直しをしていただくことによって、やはり定員が希望者数だけあるのが望ましくございますので、今そういう形をとらせていただいております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）スペースにおいて、その全体の未満児数じゃなくて、全体の定員掛ける1.2と理解しました。スペースにも余裕があることと理解しました。そのあと今度、保育士の人数ですよ。これクリアしてたら、そもそももっと定員数をもっと増やしとつても、はなからええような気もします。その辺の違いがよく分かりません。スペースを満たしている、保育所も満たしている、であれば、もともと定数を増やしとつてもいいじゃないかと、素人考えには思うんです。ところが、実際には定数は増やしていない。だからその辺ちょっと分からんです。申し訳ない、そこの分を分かり易く教えてください。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）町立も同じようなところございますが、定数を満たすために、一定程度の保育士の確保をされています。ただ変動があつて超えるとかというときには、ここから相談になっていく訳ですけども、臨時の確保その他でどこまで確保できるかというところがございます。できませんのは、スペースは、これは基準のスペースがないと増やせませんので、スペースには着目しますが、そこの段階で各保育所に割り振るときに、臨時の確保ができるかどうかというお話をした上でやりますので、どちらかという、先ほど課長申しましたように、まず余裕という面でいきますのはスペースで参ります。今度は最終的に実員を決める段階で臨時保育士をどれだけ確保できるかというかという形で、確保できない場合は当然その返上という的な形になってきますから、そのためには、定員、オーバーをどこで吸収するか、大体町立で何とか吸収しておりますけども、いう形になって参ります。そういうような中で、各私立に対しては、できましたら定員で何とか確保しといていただきたいというところで、今回見直しというのは、保育士を事前にある程度確保していただきたい、こちらからオーバーを割り振った段階で雇用するというのは一定程度になりませんし、そこでお願いしておりますが、通常は、実員が

決まった段階で再度臨時の確保に走られるというのが、今の実態でございます。

○委員長（大江）宮坂委員。

○11番（宮坂）母子家庭自立支援事業の153ページ、先ほど兼山委員のときに高等職業訓練給付金のところで3名の方の説明があったと思うんですけども、この資料で2年以上養成期間で修業する場合、これはあれですか、例えば3年以上でも、この間行ってるのか、要はね、ちゃんと指導・養成機関に行っているかどうかというのは、どこまで把握されているか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）年度初め、年度途中において在職証明等を取りまして、学校に通ってらっしゃるかどうかの確認はしております。

○委員長（大江）宮坂委員。

○11番（宮坂）不勉強で申し訳ないんですけど、例えばこれ3年、4年養成機関に行った場合にも、給付金は支給されるんですか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）給付金につきましては2年間限りとなっております。

○委員長（大江）いいですか。はい、西山委員。

○12番（西山）先ほどの保育促進事業でございますが、実績として、入所者数の数値を見ておきますと、3歳児未満は1施設だけ定員を満たしてなくて、反対に、3歳児以上は、2施設だけ定員で、あとは全部相当数定員割れをしている訳ですね。この実態を把握されながら、新しく保育所整備のときに、この数値と、私、数年間こういう傾向が、増えてきていると思うんです。この数値を参考にしながら、こういった施設がふさわしいかというのは検討なさってますでしょうか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）委員おっしゃいますように、検討した上で数値を決めております。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）ちょっとごめんじゃがの、宮坂委員が今言われた153ページの、今2年間だけじゃいうて言われたんじゃが、ワシここの意味が分からんのじゃが、ここには、取得のため2年以上養成機関で修業する場合にいうて書いてあるんじゃが、これと2年だけと2年以上ちゅうのは、わしちょっと頭が悪いけえ、ごめんの、そこの違いを教えてくださいませんか。



○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） 資格や養成機関によって、訓練される期間がそれぞれ異なりますが、この制度においては、2年以上の養成機関で修業する場合に、2年間に限って給付する制度となっております。

○委員長（大江） 崎本委員。

○13番（崎本） はいじゃけえ、2年以上修業した場合は、2年間だけ以上したもので、2年間ちゅうことやの。じゃけえ、2年以上で2年ちゅう、2年間ちゅうことは2年以上じゃけえ4年間か。わしも分からんのじゃが、2年以上やるんじゃけえ、2年以上からじゃけえ3年もあるんじゃろうが、の。ちょっとそこを、ちょっとわし頭が悪いけえ、詳しく教えてくれ。

○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） 養成する期間が2年を上回った場合でも、その上回った期間については、2年を限度とする給付金のため、上回った期間は給付の対象になりませんので、実費で行っていただくこととなります。

○委員長（大江） 副町長。

○副町長（三宅） 先ほどの崎本委員の質問のとおりできますと、3年行かなければいけないところに行った場合に、本人3年行かなければいけません、給付金は2年間しか出ないという制度でございます。それから、先ほどの副委員長の質問の分にもちょっと途中で切れたような形になっておりますけども、補足いたしますが、こういった実態でそれぞれの保育所がどの程度できるかというところと、併せ、それは参考にいたしました。併せまして、アンケート調査その他による需要、どれだけの方が今後されるかというところの、この二つを加味いたしまして、それぞれの保育所の新たな定員を決めたところでございます。

○委員長（大江） 住吉委員。

○5番（住吉） 記憶力が悪いんで聞くんですが、もう誰か聞いたかもしれません。母子家庭等自立支援事業、説明書153ページですが、こちらの下から2番目の表に相談件数と相談回数と載っています。相談件数っていうのは、これは、回数は1人で何回も相談される方がいらっしゃるでしょうから増えるのは分かります。となってくると、今度は相談件数っていうのは、人数とは何がどう違うのか。ちょっと私の脳みそでは分かりません。人数と一緒になのか、それとも違うものなのか、相談件数というものがですね、人数とは

違うものなのか、それをお願いします。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）相談件数は相談人数となっております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）じゃ人数でよかったじゃないと思いますが、細かい話なんで省略しましょう。でですよ、相談件数が25年度130件から、57件、43パーセントも増えていらっしやる。にもかかわらず、給付がたったの4件。これは、かなり基準が厳し過ぎるのではないかと、素人目に見て思うんですよ。相談者が57人も増えているのに、トータルで187人ご相談にこられました。でも給付金をもらったのはたったの4人です。宝くじ当てるよりはかなり高確率かもしれませんが、福祉制度としては、これは、あってなきようなものではないかと思われそうですが、なぜにこれはここまでこんなに厳しいのでしょうか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）全く1番目と2番目が関連性がないとは申しませんが、相談については、そういったものだけではなしに、どちらかという両親そろってない中で育児をどのようにしようかという相談があったり、現在実際に努めていらっしやる中で、所得の少なさをどのようにしようかというところがございます。で、下の事業については、そういうような中で、何らかの資格を持って自立するために、自分はこういう資格を取りたいというものに限って、そういう制度でございますから、そういった、先ほども看護師の資格、正看だとか准看の資格を取りたいというふうになって初めてこの下の部分になりまして、そうではなしに、一定の自分、職業にはついてはいるけども、その他の悩みがあるというものは、下の方へ進んでいきません。だから、そういうような方に対する制度であって、上と下の関連性があれば、おっしゃられるとおりに全体に対する解決策としては少ないかも分かりませんが、その中で、そういう自分は手に職を持っていない中で、そういった何らかのそういった資格を取ってやりたいという方に対しての制度としては、先ほどありましたような、その3年間なのになぜ2年間なのかというようなところはあるかと思いますが、先ほど委員がおっしゃいました、上の件数に比べて下がというのは、制度が少し異なっているというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）理解できました。ほんなら事業名が全く別でいいんじゃないかと思うんで

すね、予算計上。相談を受けなきゃ下の支給金事業の申請にはいかないと捉えてよろしいですかね。

○委員長（大江） こども課長。

○こども課長（森川） もし自立支援の相談を受けない場合でも、高等技能の給付の支給の対象にはなりません。

○委員長（大江） 住吉委員。

○5番（住吉） そうなってくると、全く別の事業というふうにとれるんですけども、それが一つの事業をとして予算に上がってくるのが、また訳が分からんようになるですよ。皆さんは慣れていらっしゃるから不思議に思わないんでしょうけども、私のように頭の悪いのは分かりにくいんですよ。同じ事業の中でありながら全く別の事業が二つ入っておる。だから、この説明書で読んだら、全くひとつの事業かと思うけど、話を聞いたら全く別の事業にとれるんですね。今の、答弁聞いてると。私のここが悪いけえ、の。なぜこれ一緒にしてしまっとるんですか。相談と給付事業がもう、全く、今の答弁を聞いたら、全く別の話になってるんですよ。それがなぜ一つの事業としてこうやってあげてこられるんでしょうか。

○委員長（大江） 副町長。

○副町長（三宅） いわゆる予算の事業数をどこまで持っていくかというところがあるかと思います。今おっしゃられたような、もう単独事業を一つずつ挙げていくと、非常に逆に事業数が増えるという部分の中で、今おっしゃいましたように相談とそういう給付というところの手段に、差はございますが、母子家庭若しくは父子家庭の方々が、どのように生活していかれるかというところでは、相談をすることによって、その家庭が自立していくという自立支援というところでは、共通性があるということで、組んでおります。そういう中では一つには、そういうのをずっと見直していきますと、対前年比とかそういうようなところでどういふどのようにまた説明するかというところが出ますので、時々この事業は見直しますが、やはりまず一つには、あまり数を増やしたくないと。予算書と決算書の問題もございますから。そういう中で、今回もいろいろと、ここが分かりづらいとかというような声をずっと財政課長が聞いておりますから、そういう中でまた当初予算においては、その事業の事業名とかそういうところの見直しを行っていくと思いますが、あまり分けてた場合には、あまりにも事業数が増えるというところがありますので、今の委員のご意見も参考にさせながら、事業の名前とか、事業数とい

うのは考えさせていただきたいと。分けたら確かに分かりやすい面ございますが、あまりにも莫大になるということがございますので、そのところは、直ちに分けますとは、ちょっと今言えませんので、それは検討させてください。

○委員長（大江）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

○委員長（大江）はい、次のページ、73、74 ページ全てです。質疑ありませんか。住吉委員。

○5 番（住吉）子育て支援センター事業でございますね、説明書の 169 ページの下の表です。実施内容が書いてございます。この親子教室・ママタイムですと、25 年度は 161 回開催されたのに、全体でございますね、26 年度は 138 回と、23 回減少しています。相談件数は、25 年と 26 年比較して 370 件も減少しています。逆に、つどいの広場の方は 3,214 人も増えております。つどいの広場はどちらかということ、子どもが遊びに来るところ。その人数が増えるのは良いことなんです、例えばこの親子教室であるとか、開催数が減るとするのは、なんか逆行しているんじゃないかなと思うんですが、これは主な要因はなんでしょう。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）まず、25 年から 26 年に回数が減った理由でございますが、ママタイムというのが、初めてのお母さん講座で、4 日間を一つの講座として連続性のあるプログラムとして実施したため、4 日間やりましたが、1 回とカウントをすることによって、プログラムを変更したために、そのようにしたためにまず回数が減っております。また、もう 1 点、栄養士や歯科衛生士による食育や歯磨き講座を実施をいたしました。26 年度については、親子教室、1 歳、2 歳児の親子教室の中で、合体して実施したために、全体の回数が減っているものでございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5 番（住吉）確認ですが、今まで 4 日のプログラムを 1 回と変えた。あと歯磨き教室なんか一緒に教室に入れたということも分かるんですが、ということは逆に言うたら、実際 25 年度の基準で回数を表現した場合は、もう、細かい数字は言いませんけども、26 年度はもっと増えたかと捉えてよろしいですか。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）回数としては、同等ぐらいの回数を実施しております。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。前田委員、先ほどの子育て支援、ここで質疑ができますが、よろしいですか。はい、前田委員。

○14番（前田）子育て支援。

○委員長（大江）すいません、違っていましたか。

○14番（前田）違っとるよ。

（「戸籍」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次のページ行きます。75、76 ページ4項、保健衛生費の中の環境衛生費事業、備考2を除く全てです。住吉委員。

○5番（住吉）ひまわりプラザ運営事業ということですが、利用者数が1万1,000人も減っておりますが、これはどういった理由からでしょう。

○委員長（大江）こども課長。

○こども課長（森川）ひまわりプラザの来館者数が減った理由でございますが、まず毎週2回定期的に利用していたダンスのクラス数が2クラス減ったため、年間で5,200人程度減っております。また、子育て教室の登録制の導入による来館の減であるとか、幼稚園の合同講座を幼稚園に出向いて実施したことによる減、それからまた、25年に、旧ブラジル領事館が開催されましたが、26年には開催されなかったもので、この人数の減と考えております。

○委員長（大江）はい、ほかに質疑ありませんか。はい、崎本委員。

○13番（崎本）生活保護のことでちょっと聞いてみるんじやが、生活指導員は現在何人ぐらいおってこれはやられて、効果がある思うんじやが、あった思うんじやが、そこを内容的なことを教えてほしいんじやが。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）生活指導員は、民生委員が兼務しておりますので、現在34名おります。職務としましては、町内の住民の方の生活状況の相談に応じることとなっております。生活困窮の方について、社会福祉協議会の制度の貸付制度等あるときは、生活困窮者の方が申請に行って印鑑を民生委員の方からもらうようにしております。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）大体分かつちよるんじやがの、民生委員さんちゅう、今民生委員さん言

われたよの、民生委員さんちゅうものはやっぱりこの、生活指導員の報酬いうてここにあるんじゃが、今、民生委員さん言われたけえわしあれするんじゃが、民生委員さんは、いろいろな仕事しよってよの。だから私が言う、177 のね、実際に生活保護を受けて生活されちよる人がおるよの。その人が民生委員さんが直に、こうこうこうしなさいいうて指導されて、ある程度の効果があった思うんじゃが、民生委員さんはほかの仕事いっぱいしよってよ、わしもよう知っちよるよ、年寄りのとこを回ったりいろいろしとってそりゃ大変なことよ。だけど、その隣のね、34 人おられるんじゃが、生活保護の支給者がおるよの、いっぱい、いっぱいいうか毎回おってんよ。それに対して、民生委員さんがこうこうこうしなさい言うたある程度の効果がある思うんじゃが、あったかないかちよっと聞こう、分からんか。分からんかったらええんじゃが、分かったらちよっと教えて。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）生活保護を受けていらっしゃる方へのいろいろ指導というのは、生活指導員という形での民生委員さん、それからケースワーカー、それからと自立支援指導員とか、そういったとこの複合でございますので、その生活指導員さんで具体的にこういう成果が上がったというのは、個別、そこだけ切り離してというのは、なかなか把握できていないというところでございます。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）わし、感心じゃ思うんじゃがの、民生委員さんというのは、ほんま、随時よう仕事してよ。じゃけえ、今いろんな人がおるいうんじゃが、民生委員さんがやっぱりきちっとしてもろうたら、やっぱりその地域ちゅうものはの、やっぱり、年寄りが元気になっちよるよの。そう思うて、これ聞いたんよ。だけん、どれだけの役割があるかいうたら、貢献しちよってんじゃけえ、分からん言うようなことを言いんさんな、やっぱり良くなってます言うぐらいの答弁が返って、わしはそう思うたがの。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）当然に民生委員さん、これだけではなしに、民生委員さんは児童委員も兼ねていただくという形で、そういった意味で、非常に地域に対する貢献というのは大きいと思います。先ほど、把握しておりませんと限定いたしましたのは、生活保護の方たちにとというのは、複合的な指導をしておりますので、みんなの、そういったのがあって、そういう生活保護の方が自立できたりとかしておりますが、そういう意味では民生

委員の方の力というのも大きいものと思っております。

○委員長（大江）岡田委員。

○8番（岡田）生活保護からなかなか普通の生活に行ってもらうことが一番だと思うんですけど、なかなか年金の問題とかあってなかなか難しいと思うんですけど、これは例えば、年代別に、例えば20歳代が何人、30歳代が何人というふうな資料みたいなのは出してもらうことはできないんでしょうかね。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）後日であれば提出することは可能でございます。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）今予定されています本委員会の採決までには間に合わないというところで、この決算特別委員会の席以外であれば、そういったものを分析して出せるという形になると思います。

○委員長（大江）皆さん、お諮りします。資料提供、決算委員会では間に合わないということですが、どういたしましょうか、その後でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）じゃあ、その後で結構ですので、資料提供お願いいたします。はい副町長。

○副町長（三宅）その場合、ですから決算特別委員会の審査会で岡田委員に対してそういう資料を提供すると、それでよろしゅうございましょうか。それとも別に全員にお配りする必要があるでしょうか。

○委員長（大江）全員をお願いいたします。

○副町長（三宅）分かりました。

○委員長（大江）岡田委員。

○8番（岡田）それともうひとつ、火葬料はいいんですかね、一番下の方の。

○委員長（大江）はい、結構です。はい、入ります。岡田委員。

○8番（岡田）ちょっとお伺いするんですけども、最近いうんか、例えば、自分の住んでいる地域で、例えば、家で身寄りのない方が亡くなられたと、そういう場合の対処仕方ですよね。例えば、身寄りがない、葬儀をあげるというふうな、段取りになると思うんですけど、そういうふうなときに、町としてどういうふうな対応になってくるんでしょうか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）まず火葬料扶助事業というのは、今おっしゃいましたようなケースではなしに、町外でされた場合に、はっきり言いますが、例えば広島市の施設を利用された場合、市民と海田町民では額が違いますので、その補助、その差額を補助する事業でして、今おっしゃいましのは別の意味のところ、事業費であるんですが、ここでお伝えした方がいいという形になるのでしょうか。そうではなしに、全ての方のいわゆる葬祭費用が払えない方の葬祭をどうしているのかというところになりまして、ここ事業が違うのですが、別の意味で答弁してよろしゅうございましょうか。

○委員長（大江）すいません、今答弁できるようでしたら、ここで答弁してください。社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）身寄りのない方の葬祭費につきましては、生活保護の葬祭扶助で支払うことができます。

○委員長（大江）岡田委員。

○8番（岡田）別に受けてなくても、いうことです。その方が。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）そのとおりでございます。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次のページへ行きます。77、78、一番上の備考欄3の公衆便所管理事業、3目、公害対策費、5目、予防費のうち、犬の登録事業を除いての全てです。はい、住吉委員。

○5番（住吉）健康教育事業、下の辺の健康教育事業ですが、説明書の189ページ、これまずちょっと分らんので、単純な疑問の質疑ですが、ウォーキング事業、安芸区と合同で大会を開催している。その参加者数が408人とございますが、これ念のための確認です。これはあくまでも海田町民だけですよ。

○委員長（大江）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町内者町外者を含めた全ての人数となっております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）把握、事前申し込みやったと思うんで、町内者町外者の把握はできると思うんですけども、ひょっとしたら事前申し込みじゃなかったんですかね。



○委員長（大江）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）基本的には事前申し込みとなっております。当日も受け付けておりました。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）であるならば海田町民だけを抽出できると思うんですよ。なぜ広島市安芸区民の参加者数もこん中に含めてしまったら、分かんないですよ。海田町の人にどれだけ浸透しているが。なぜ、分けられなかったんですか。

○委員長（大江）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）こちらのウォーキング大会というのは安芸区と合同であるという意味で、一つのウォーキング事業として捉えておまして、人数としては、安芸区、町外者も一緒に含めております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）よう分からんのですが、あくまでも海田町の予算の決算審査ですから、海田町民にどれだけ周知がされたかということを知りたいんですよ。安芸区と合同で開催しています。それは実行委員会さんが全体で何人来たかを把握すればいい話であって、我々は海田町民の方がどれだけ参加して下さったかということを知りたいんですよ。これはすぐ数字が出てきそうにないんですかね。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）申込書を共同で受け付けておりますので、申し訳ございません。今の趣旨分かりますが、26年度については、25年度に26年度についてはもう既にその申込書、安芸区が持っていますので、おっしゃられました趣旨の海田町でどういうのがあると思いますので、27年度分については、その時点で把握するというふうに変えさせていただきたいと思います。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）続きまして、今度下から2行目に、かいたウォーカーの認定者数ですよ。こちらが、平成24年度42名いらっしゃいました。25年度14名、26年15人と、認定者数が減少傾向になっていると思うんですよ。本来こういったウォーキングイベントなんかは、ウォーキングの楽しさを知ってもらって以降も続けていただきたいという趣旨であったかと、数年前に聞いております、説明で。実際25年度は為末選手を呼んでいるので、ウォーキング大会の参加者は580名を超えていました。にもかかわらず、26年

度の認定者が15人、イベントをやった効果があらわれていないとも捉えられるんです。その辺は、どういう見解を持たれています。逆に今認定者数が減ってきているんですよ。イベントには人が集まります。でも継続して、継続の方は啓発できていないとも捉えられますが、その辺はどのような見解でしょうか。

○委員長（大江）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今後広報等でもウォーキングについて、啓発していきたいと考えております。また事業でもウォーキングの事業をしておりますので、そちらの方も併せて、周知をしっかりと、皆さんに参加していただくようにしていきたいと考えております。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）健康をどうとらまえているかというふうについては、いわゆるご新規さんをなかなか捕まえきれていないのかなど。やはり、従来からウォーキングをされている方たちの参加というのは継続されておりますが、新たにそういったこういう認定の分に取り組もうというような方が少ないと、そういう傾向にあるんだというふうに考えておまして、それを打破するための対策は、先ほど所長が言ったとおりでございます。

○5番（住吉）住吉委員。

○5番（住吉）そういう点では、やっぱりこういった大会の海田町民の参加者のリストはあった方がいいと思うんですよね。そういった方がね、こういう制度、こういう認定の制度がありますがどうですかとかいうこともできるし、一般質問になるからこれ以上やらんのですが、逆に今度思ったのが、ウォーキングと名のつくものが、教育委員会にもある、ウォークラリー、一緒にやっしまえばいいのにと思えるんです、正直いうて。ウォークと名のつくものが二つもあつたら訳が分からん。皆さんは分かるでしょうよ、賢いけえ。町民の皆さん、広報、そこまで細かく見ません。同じような話にしか思えるのですよ、傍から見ると。その辺もうちょっと一工夫してもよろしいように思いますが、それは無理なんですかね。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）町全体での、ウォーキング、ウォークというのがつくものでいきますと、ウォーキング大会、安芸区との合同の、それからもう一つ、公衛協がやっいらっしゃいますウォーキング、それと教育委員会がやりますウォークラリーという形になります。このウォーキング大会とウォークラリーは全然、異にしておまして、ウォーキングの

場合には歩くというここに特化したあれなんです、ウォークラリーの方はラリーという面の方が強くて、先日も行われましたが、海田町にどんなものがあるのか、海田町にあるものがどういう意味を示しているのかという、クイズ方式でそれをするによって、海田町を再発見しようという、この面が強うございます。ですから、この二つを一緒にするというのは難しいのかなというふうに思っております。それに対しまして、ウォーキング大会と公衛協のやられておりますのは、両方ともウォーキングに取り組むというなっておりますが、やはりこれも、回数ある程度、そういう機会というのは多い方がいいと思っておりますので、それと公衛協の方はやはり独自事業という形にこだわりも持たれておりますので、そこは少し難しいのかなと。私どもとしては、町がやる事業という中では、前は毎月やってたものをちょっとしりすぼみになっている部分もありましたので、それを一括にして、しかも安芸区と一緒にやるという形で、ほことり広場まで行くという、長さとかそういうバリエーションを持つためにこれを行いました。ということで、当面は、町が今関与しています三つの、ウォークという言葉が付くものについては、別々に対応して参りたいと、そのように思っております。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○14番（前田）あのね、ちょっとピントがずれるんかどうかわからんが、がん検診というのがあって、説明書には195ページの方によけいね、なんじゃがん、なんじゃらがんいうて書いておるが、わしもがんの一つかもわからんが、そこでね、何が言いたいかというと、今頃機械のなかをびゅっと潜ったら米粒のような分まで全部発見できるというのがあるんよね。そこで、それがね、医者診断書というのか、紹介状を持っていくと、3万ぐらいでできるいうての。で、近所の医者には、がん検診のあれを、紹介状を書いてくれや言うたら、わしは医師で詐欺師じゃないいうて、だれも詐欺師じゃいうとらん、医師じゃ間違いない。で、わしの意味で言うんじゃがの、このね、16万円ほどかかる、1人で行くとね、広島に3箇所ぐらいそういう検診センターがある。16万円もあって、がん検診やるいうたら大変なんじゃが、3,800万、ここでは1,500万ほどがんであれしとる訳だがね。結論から言うと、何が言いたいかというと、そういう16万円のがん検診に行く人に、何かそういう特別の助成ができないか、こういうことなんよ。例えば、5割助成とか3割助成、医者が診断書、紹介状をくれれば、どうも背中の方が足の方があるけえ、がんの疑いがあるいうて書けば、3万円で済むように。で、どこかにがんがないか見てくれ言うたらね、16万円ほどかかるというんじゃ。それで、その個々がそ

ういう 16 万円ほど出して検査するのに、助成金とかなんかそういうどこかに申請すれば補助するとかいう、そういうなことを、ここでは考えないかというような聞き方よの、その辺について聞いてみたい。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）委員さんがおっしゃってくださったことは、例えば健診なんかで陽性圏になって、そのもう一段上のクラスで検査する内容の検査かというふうに思います。町の方では、やはり早期発見という意味で、国が五つがんに関して、既定の検査方法も決めておりますので、その検診の方を進めていくということで、医療はどんどん発達しておりますので、より効果の高いものを町の方でも補助というお考えは分かるんですが、全員の方の早期発見という意味で、町といたしましては、国の方針に沿って実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）ここではね、こう書いとるように、何とかが3人と、何人やら発見したということでね、早期発見という今部長のいうたそこを、問題ね、結論は、がんは早期発見すれば直るといのように今大分言われとる訳よ。だからそこで、よう言われるのは、あんたらがいうね、近隣の自治体がどうか、国の指針がどうか、だから、改めて言うが、海田町として、そういうことで、いわゆるさっきもちょっと何かで言うたが、そういう先駆的なことをやれやと、よそがやととるけえ、よう昔言われた、日本人は猿まねというのは得意じゃと。それじゃだめなんよの。いうことで、そういうことの考えはないかどうか、検討でもしてみんさいや。こういうことを言うとする。国の指針にないから全くその気はありませんよ、のんべんだらりと猿まねじゃ、その辺はどうなのかちゅうことを言うとするん。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）委員さんのおっしゃってくださる、県内に3箇所ぐらいしかない検査というのは、やはり非常に進んだ検査になります。非常に効果の高いものと分かりますけれども、全員の方に早期発見するという方法は、国の指針のものが一番費用対効果も出ているという検証もありますので、町といたしましては、この5がんを今のやり方でやるという方法を進めていきたいと考えております。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）はっきり言うて、もうこれ以上言うてもしようがないとは思いますがね。せ

っかく何千万円もかけて、いつかも言うたと思うけども、そういう高齢者の健診か何かやったらね、受診率が50パーセントにも満たないということですね、受ける人が少ない。いつか予算が余るから、特定のがんで、そういう健診センターの中で、特に例えば女性のそういう子宮がんとか頸がんか乳がんか知らんよ、男性の前立腺がんとか、また300円か500円か1,000円か知らんが要る訳よ。この執行残でそういうのも補助しなさいや言うたこともある。実際に保健部の予算のそういう中であるんよ、余っとる執行残が。3分の1ぐらいしか使うとらん、ね。6割ぐらいは余っとる。だから、そういう何かのPRの仕方、広報であれなんであれいいよ。特に試験的にこういうのを海田町でね、今言うた、先駆的にこういうのをやってね、やっておりますよと。だから、申し出てください、例えば年にそういう人が10人おった。何でもなかった。非常にいいことじゃと思う。ほんで今の集団健診でどうやらして見つかった。見つかったらまだええかも分からん、あんたもうだめよ。だからそれよりも、そういうごまつぶのようなんから分かる。もう1回くどいようじゃがの、そういう先駆的な、予算を余らしとる訳じゃから。ここではこういうね、ほかの細ましいところも見にや分からんけども、そういうね、集団健診なんかではね、数字は違うとるかも分からんよ。とても予定しただけの予算50パーセント消化してないんだから。まあ違うとったら違うとつてもええよ。そういうのを、だから、例えば1,000万円組んで500万円残すなら、その範囲でもええよ。今年は特に、16人ほど来たいうたら、ひとり16万円だから何某やわし計算できんが、安いもんじゃないか。

○委員長（大江）前田委員、簡潔にお願いいたします。

○14番（前田）分かっとるよ、そういうこと、だから念押ししとるんだ、どうなのか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）他の地域に先駆けてというようなのは一般質問でも出ておりますが、そういうのは検討して参りたいのですが、今、前田委員おっしゃいました検査方法はあまりにも先進的で、まだ、海田町で取り組むには、時期が早いとそのように判断しております。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。はい、暫時休憩いたします。再開は1時からです。

~~~~~○~~~~~

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 委員長（大江）休憩前に引き続き委員会を続行いたします。執行部におかれましては各委員の質疑の趣旨を十分に把握し、かつ簡潔明瞭に答弁してください。では 79、80 ページ、上段から、7目の原爆被爆者対策費までです。質疑があれば許します。住吉委員。
- 5番（住吉）妊婦・乳幼児健康診査事業ですが、説明書 203 ページ一番下の表でございますが、要経過観察児 102 名、これが 25 年度よりも 50 人、倍増しています。受診者数に占める割合もかなり高くなってしまいます。これ何か特別な要因があると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。
- 委員長（大江）保健センター所長。
- 保健センター所長（森原）この要経過観察児の増加につきましては、発達面、言葉の遅れ、しつけがない、指差しや理解がまだちょっと十分にできてないという子どもが、昨年度に比べて多かったという状況でございます。
- 委員長（大江）住吉委員。
- 5番（住吉）これはそういうふうにする基準が厳しくなったというたらおかしいが、当てはまる基準が何か変わったんですか、当てはめる基準が。でなければいきなり倍増というのはどう考えてもありえんと思うんですがどうでしょうか。
- 委員長（大江）保健センター所長。
- 保健センター所長（森原）昨年度と基準には変わりはありません。が、保健師は保健指導等で保護者の話を聞いたり、子どもの様子を見たりする中で、26 年度についてはこのような数字となっております。
- 委員長（大江）住吉委員。
- 5番（住吉）要は、保健師の判断ひとつで変わるということでしょうか。
- 委員長（大江）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（湯木）1 歳半健診につきまして、最終的に保健師と栄養士の方から、相談をいうのをしております。で、国の方で定めた 1 歳半で大体このレベルの言葉の発達や指差し、理解ができるという基準はあります。で、その基準に則って各健診で要経過観察児を仕分けるといふか、させていただくんですが、この 26 年度につきましては、来られた方の半分ぐらいは、心配な子ということで挙げていって、で挙げていった子の経過を保健師の方で追っているという状況です。やはり少し、言葉が遅い子が、始まり

が遅い子が増えているような、感覚としては思っている。基準としては変わってはおりませんが、実態としてこのような結果となっております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）ひとつの考え方として、受診者の3分の1が要経過観察。これ何か自分、何かうまいこと言えんけども、異常な感じを受けます。3分の1が要経過観察というのは、あり得ないじゃないですか。その辺は、福祉保健部としては、受診者の3分の1が要経過観察になるというのは、有り得る、別に珍しくもない話なんじゃないですか。これまでに。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）だいたい例年、25年度ぐらいの三百人弱の対象者に50人少し出るもの、経過観察、という状況でした。26年度につきましては1歳半という年齢もあるんですが、言葉がだいたい2歳以降で非常に広がるんですが、1歳半のレベルでまだなかなか言葉が5、6個、言葉を言えれば一応成長しているというふうにみるんですが、そこがなかなか進んでなかったということがありますので、実態としての状況でこういうことはあると思いますし、健診というものなので、これが良い悪いと判断するというよりも、心配、親もその辺は説明して、より発達にいいような子育てをしてもらおうということで、説明も保健所の方もしますし、2歳の時にどういう状況か、3歳の時にどういう状況かということで、範囲を広くとって、支援をしていく対象を広げているというふうに、こちらは考えておりますので、実態としてはそのような状態になっております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）25年度と基準は変わりませんが、そうやって要経過観察が増えたことによって支援するのは良いことなんですが、ここに至るまでの健診なり何なりのところで気づかなかったのかと。そういった健診もないでしょうけども、なんかこう四つか五つの言葉が言えんかったら要経過観察、ちょっと怖いなど。人それぞれ発達に違いがあるんじゃないし、増やすことによってフォロー増えるのはええことなんじゃないけども、保護者にしてみればすごい不安になるんじゃないかと思うんですけども、これはええことなんか悪いことなんかちょっと分からん、実際どうなんですか。どちらかといえば悪い方にとる、この数字を見てしまうと。今の部長の答弁を聞いていると、その後のフォローをしますからと良いことのようにも思えますし、これはどっちなんかね。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）子どもの発達は、だいたい1歳1か月ぐらいから、言葉が、いろんな、個性差が、個別性が、すごくあることなので、委員さんおっしゃるように、1歳半の時点で言葉の分で、判別するのはどうかというふうなお考えもあるかと思うんですが、目的はあくまでも、子育てというか子どもさんの発達を支援する体制づくりというところにしておりますので、たくさん割と広めにとって、そしてその人達にいろんな教室を紹介するとか訪問させていただくというふうな対象が広がるというふうに理解していただければ、良いことか悪いことか、といえば、保健師が頑張ってるやっております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）執行部に申し訳ないんじやが、であれば、基準が変わったから増えたとしか取れない。今まででしたら、要経過観察としてなかった子を、26年度から要経過観察にした、ということでなかったら、なんで急に爆発的に増えるんや。ということは、この1歳半になるまでに、どこかで気づくタイミングはなかったのか。ないんじやろうけども。急に倍増する、するという、どう考えても傍からみたら異常な数字、皆さん専門家ですから分かるんでしょうけども、そんなこともあるかもしれんのでしょうけども、傍から見たら有り得んじやろうこの見方はいう、数字なんですよ。これ、うまいこと、もうちょっと分かりやすく説明してもらえませんか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）素人の私の方からしますと、報告を受けた中でいきますと、これ疾病じゃありません。で、特に親御さんにとっては、逆に、自分の子はほかの子に比べてどうなんだろうという不安感を持たれているというところでは、そういう不安感をもたれているということで、広めでどうしてもしなければいけない。基準自体は毎年同じでもその時点で、どうしても差は出てきます。で、委員おっしゃられたように、じゃそれ統計的に毎年同じぐらいでいくかといったら、これぐらいの個性は、そんなことなしに、その年その年によって変わってくると思います。ただこれ問題になるのは、その後、2歳になり3歳になっても言葉がなかなか出てこない、発達障がい起っているという、そういった子たちが増えるということはなんらかの原因というところも追究しなければいけませんけども、たまたま1歳半でどうなのかという形になりますから、その時点で50、100というところにはあまり意味がないと思います。50人の年が良くて、100人の年が悪いとかいうのは、これは、疾病だったらやはり予防策とかそういうのが



ある訳ですけども、その子達がいまから成長していくための一番最初の予防策を取ろうかという時点での1歳半ですから、ここで多い少ないじゃなしに、そういう傾向があった子をいかに是認するかですから、ここの数字をあまり気にさせますと、抑え気味にしようかというふうに保健師が思ったりしますから、私は、ここできっちりする必要はない、この先の3歳児健診、就学時前健診で、そこで、発達障がい、これは最近増えてきているんですけども、そっちの方は、もっと早く発見する方法はなかつたでしょうか、もっと早くフォローできる方法はあるのがありますが、この1歳半健診というのは出てきた数字をその年だというふうにしか受けとめようがない。それはここでフォローすることによって、3歳児健診、それから就学前健診の数字を押さえていくスタート点だと思っておりますので、これが疾病とかそういうんでしたら、こういう数字が出た場合は、私も、原因は何かそういうことをあれしますが、保健師たちの話し合いの中では、これは本当に個体差で、そのすごく大きな分母ではないですから、300人程度の中での個体差ですから、ここはまだいいのではないか。問題はこの先、どう出すかですけども、就学前健診で、最近発達障がいが発見、そこについてもう少し早くに手を打てないかいろんなどのフォローは、先ほども質問有りましたけど柏学園にお願いしたりいろんなことを、そっちの方の手は打っていますけど、ここまでは、1歳でもう言葉を5つとかく覚え込まさなければいけないかどうかとか、そういうことはないんだと思います。これは私としては、素人としては疾病とかそういうふうに捉らまえずに、そういう子たちの発見を、可能性のある子を発見する機会だと思っておりますから、多くの子に保健師が携われるのは逆に良い機会だというふうに、この報告を受けた時には捉まえております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）良い機会といえば確かにそのとおり、これからフォローできる子が増えました。ただ今までの答弁だと、これまで50人ぐらいで推移しとったのがいきなり100人になった。毎年変動があるのは別にええんですよ。これまで50人ぐらいで推移しとったのがいきなり100人になるけえ、分からん。なぜにと思うんです。素朴な疑問ですよ。なぜ26年度だけ急にぽんと増えているのか。今までだったら入れてなかった子もフォローするために、26年度からちょっと多めに見るようにしましたよという説明がなされるんなら分かるんですけども、基準は変わっていませんよ。じゃなぜ今まで50人で推移していたものが、いきなり100人、そこが説明がまだないんですよ。100人に増えた。それは悪いことではなくてフォローできるからいいことなんだという説明は分か

りました。ただし、今まで 50 名ぐらいで推移していたものが 100 名ぐらいに増えました。それは気にしないでいいですよ言うても、そうはいかん、やっぱり。皆さん行政じゃあこんなこと当たり前じゃと思うかもしれんけども、我々素人からみたら、なぜ急激に 26 年度だけぼんとあがってしまうのか、基準も変えていないのに。基準、異常でもなんでもなかったら、基準いうたりするけえ、おかしいんかもしれんけども、少し多めに見ましようというふうに変えましたという答弁が成されたんなら分かるんです。ところがその答弁がまだない。なぜ今まで 50 人だったのが急激に 26 年度になってぼんと増えたのか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）今もう一遍専門家の部長に聞いたんですが、逆にいいますと、確かに基準は変えていない。それからそういうような中で、同じような判定をした結果というかたちになりますから、これは逆に言うと、分析をどうするかというところで、さっき言いましたように、その後のフォローをどうするかというところですから、なぜ増えたかという分析よりも、その子たちが今後要経過観察がとれるかどうかというところに主眼を置かせておりますから、そこで逆に、その子たちが 2 年 3 年後に発達障がいが増えたその元の原因が、この年代だけになぜ出たかという所が必要と思いますが、今から 3 歳児健診の中でその子達がどうなるかというところがございますから、そのところはさっき言いましたように、300 の中で、でいうと、保健師たちの間では、毎年大体 50 が、絶対その後常識なのかとかいうところは、それも分からないということで始まっております。本来、将来に対して一番不安がある 3 歳それから就学前健診というところでは、なぜかとかという分析をしております。それとあと、部長が言っているのは、この年の、去年の母親の方々の間で少し不安感が、それぞれ自分の子は少し遅れているんじゃないかというような会話をされていた雰囲気があるので、うちの子少し遅れていませんかとかいう、健診に対する申し出も少し多かったのではないかと。それは、逆に不安感をこの健診で感じられたんではなしに、健診前に情報交換の中で、よその子に比べてうちの子はという会話が少し多かったんじゃないかと。これは、今、それなんか判定とか実際そういうそれで何人というのがあるかと言いましたら、それはないと言っておりますけれども、昨年度はお母さん方の心配度合いが多い方がいらっしゃったとか、そういういろいろありますが、もう一度申し上げますが、その子達の今後をどうフォローするかというところがありますから、その子達の 1 歳ぐらいがどうだとか、生まれてすぐがどう

だったかというところよりは、今後見守らせていきたいと思っております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）それはよう分かる、それは同じ考え。今の副町長の答弁聞きよったら、要経過観察児にする子は保護者に不安があるかどうかとも考慮した上で、この経過観察に入れているんですか。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）母親の方からの訴えや母親の育児に対する姿勢等も合わせて、要経過観察に入れております。

○委員長（大江）宮坂委員。

○11番（宮坂）不妊治療、205 ページ説明書の。確認なんですけども助成件数と実人数が20件に対して実数17人です。これはなぜかということと、ひとり2回受けたんだろうと想像できるんですけど、確認とこれを受けた人間の方がこんだけいて実際妊娠された方が何人いらっしゃいますか。

○委員長（大江）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）この不妊治療制度につきましては、1年度にあたり20万円を上限に助成しておりますので、その件数で17件、17人の人数に対して20件の申請があったということでございます。で、17人のうち26年度は5人の方が妊娠されておられます。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）では、次のページ行きます。97、98 ページ、3目、私立学校振興費のみです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳出を終わります。そのほか福祉保健部一般会計で質疑漏れなどがあれば、質疑を許します。前田委員。

○14番（前田）先ほどの、障がい者のタクシー券というということでね、どこでラインを引いとるのか。例えば年収100万以下の人には支給するがそれ以上は支給しない、どっかに境目があるんじゃないかと思うが、その辺について。

○委員長（大江）障がい者の所得制限基準は。副町長。

○副町長（三宅）基本的なことはのですが、担当課長が今資料を持ってないと言ってお

りますから、あとでさせていただきます。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）決算カードで調べてみますとね、扶助費がものすごいある。40ページのところにあるんですけども、何で上がつとるかいうたらやっぱり福祉のところね、約9千万ある訳ですね。1億7千万扶助費があがって、毎年のもので23年から26年ね、上がっておるんですが、私聞きたいのは中身については今分かりましたよ、今の答弁ですね。けどもずっとこれからね、引き上がっておると。特に高齢者となってくるとこれがどこまで上がるのかなど。ピーク時はどのように見とるのかなというのがね。決算カードから見ると、7千万ぐらいからね、ずっとね、5千万、7千万、8千万ぐらい上がってきとるんですが、どこまで行くのかなというように思うんですが、それはどのように見ておられますか、お尋ねします。

○委員長（大江）財政課長。

○財政課長（鶴岡）最近の扶助費の増額でございますけども海田町の特例といたしましては、福祉事務所の業務を受けたりといった福祉要因による扶助費の増といったものもあるかと思えます。あとそれと、26年度にありました臨時福祉給付金といった国の施策に伴う一時的な増もあるのかと思えます。ということで、単純に同じ制度の元で右肩上がりに近年の増が延びているというのではなくて、制度的な変更に伴っての増なんだろうと思えます。ちょっと今後どこにピークがあるのかというのはなかなか見通しにくいというようなことになって明確な答えはできませんけれども、海田町の扶助費の動向といたしましては、制度による大幅な増額というのが最近の要因ではないかというふうに分析しております。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）将来の読みという点で申しますと、今からの高齢化率だけではなしに、絶対者数が増えていくという話でいくと、大きな増減につきましては財政課長が言ったとおりですけども、実際じわじわと上がっていくことはこれ間違いないと思えますし、他の市町に比べまして、逆に今まだ高齢化率が低いというかたちで、そこは出てきておりませんから、ピークはもう少し、もっと先になると思っております。そういう中で、私どもの意識としまして、今国で論じられております社会保障費の財源をどのように確保するかと、これいろいろな賛否ございますので、どういう方法で調達するかは別にいたしまして、そういった国全体、これは交付税だとか国庫に対する交付、いろんな形になる

と思いますが、国全体における財源構成、それによって、町としてどう対応するかということだと思っております、ピークはまだまだ先ではないかと、そのように感じております。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）決算書から見ると、100億ですよ。100億の中に20億も占めるようなね、扶助費の問題。25億とかね、4分の1は占めている。これはもっともってね、財政的なそんな仕組みの中からずっと考えてやっていかにやあならん。そしたらどこがピーク時かなというのがね、例えば、今20億ですが、約1億は臨時交付金なんですよ、だけでも25億30億までは行かんとしてもね、そしたら人件費がそれに近い20億ぐらい行きますので、やっぱり約半分はこれで予算で占めてしまうなというね、そういう仕組みの中で、先のことを考えながら対応していかんやいかん。そのピークはどうかなと思うんですが、それはどうなんですかお尋ねします。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）今申しましたように、高齢者の増加のピークというのが、海田町の場合はまだ先でございます。その4、5年とかそういうところではございません。そうすると、制度自体で何らかの医療費が急激に減るような何か確信的なことがなければ、海田町の場合、今からさらにじわじわと増えていくというふうに思っておりますので、例えばそれが25億で止まってくれるか30億、どこかで止まってほしいんですが、財政に占める割合が一定のところでは止める訳にはいきませんから、その経費というものは出していかなければいけないと考えておりますので、単町でどの程度というところも分かりませんが、それ以上に、ですから逆に国に対しては、財源を十分に補填をしてほしいというところを今進めておまして、ピークは、今おっしゃいましたようにどっかで止まるというのは、ここ10年ぐらいは増えていくと、そういうことで間違いのないと思っております。

○委員長（大江）はい、ほかに質疑ありませんか。前田委員。

○14番（前田）今のね、福祉タクシー券、長年、毎年そんなことをやっとな、基準も分からんというんか、わしも分からんけど、48枚ありますよ24枚ありますよ、100万までの人は24枚です、あれは48枚ですが、200万以上の方は24枚か、半分、逆よの。100万円以下の人は48枚あげるが、それ以上ある200万以上ある人は24枚しかあげません、その基準がね、分からんというのがわし、不思議でしょうがないよ。何仕事しとる

んかいうて、言いたい訳よの。これをちょっとそこらを含めて、町長、副町長、そんなに分からんものなんかのそれ、要するに発行しとる訳だから、の。今年初めてというか26年初めてやったら、まあちょっとあれかも分からん。新年度初めてやるというんなら、ちょっと今からと。過去5年も10年もずっとやってきとるんじゃ。情けないとしか言えんよ。ちょっとこれ、苦言も言いたいが、どうなのか、それも分からんのか。

○委員長（大江）質問をもう少し簡略して。副町長。

○副町長（三宅）先ほど、後から述べさせていただきたいと最初に申し上げましたように、担当課長として、特に午前中にあそこの所得制限があるという答弁をして、ここの答弁で、総所得制限がどこにあるかというのが答えられないのは、非常に問題だと思っております。ただ、申し訳ございませんが、私も部長も、そこまではちょっと把握しておりませんので、本来持つておるべき課長が持つておりませんので、答弁を後からというふうにっております。ちょっと午前中から含めて、少し準備不足だということは痛感しておりますので、これは決特が終わり次第、今からも議会審査とか予特とかいろいろありますけれども、それに対する対応については、十分に各課長に今から話をしたいと思っておりますので、申し訳ありませんが、先ほどの質問に対してだけは、今持ち合わせておりませんので、後刻にさせていただきたいと思っております。おっしゃられるのは十分に痛感しております。

○委員長（大江）質疑ありませんか。副町長。

○副町長（三宅）これもすみません。不手際でしたけど、午前中の中の、手話通訳と遺族援護事業の答弁漏れとなっております部分について、ちょっと担当課長から説明させます。残っております社協については、今資料を作成しておりますので、社協については、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

○委員長（大江）社会福祉課長。

○社会福祉課長（新藤）まず1点目の兼山委員から質問がありました、主要施策125ページの手話通訳者の派遣回数5回の行き先でございますが、広島県庁へ1回、県立総合体育館へ2回、東広島市のスポーツ交流センターおりづるへ1回、海田町内の医療機関に1回でございます。続いて2点目でございます。住吉委員からご質問のありました134ページの遺族援護事業でございますが、平成24年度は1件、25年度は7件、26年度は1件の内訳でございますが、24年度につきましては、戦傷病者の妻に対する特別給付金の申請が1件ございました。25年度につきましては、戦没者の妻に対する特別給付金の

申請が7件ありました。26年につきましても同じく戦没者の妻に対する特別給付金の申請が1件ございましたので、1、7、1と、いびつな形にはなっておりますが、間違いないと思います。

○委員長（大江）保健福祉部長。

○福祉保健部長（湯木）26年度につきましてもは、戦没者の妻への弔慰金が新たに国からございましたので、その申請が25年から始まりまして、ちょっと数が上がったたり下がったりしたというところがございます。初年度は7件ありましたけど、次の年にその対象者の残りの方がもう1件申請されたということでございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で、福祉保健部関係一般会計の審査を終わります。続いて、福祉保健部関係の国民健康保険特別会計に入ります。まず歳入からです。129、130ページをお開きください。中段の3款、国庫支出金と4款、療養給付費等交付金です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、131、132ページ、前のページから続き、1目、療養給付費等交付金より全てです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、133、134ページ、このページ下段、11款、諸収入の1項、延滞金、加算金及び過料を除く全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、135、136ページ、前のページから続く、2項、雑入、以上全てです。質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳入を終わります。続いて歳出に入ります。137、138ページ、上段、2項、徴税費を除く全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、139、140ページ、このページ全てです。質疑があれば許します。前田委員。

○14番（前田）まずレセプトの中の、点検のときに言うがこれもちょっと言うたんじゃけども、医療費の点検する中で、これは、例えば、新発いうか、新しい薬だから高いから、これと同じ、一緒なものをね、そのレセプトの中でね、いわゆる後発をというんで、

仕訳をね、できんのかいうことを言いたい訳よ。それは医者Aの薬を使えというんじゃが、このAはDとEと同じじゃけえ、そのように次はお願いせえとかね、なんか、そういうことをやったら、このレセプトの約370万ぐらい利益が出とるんか、そういうのが、効果があつたいうか、よう分からんけども、そういう実効が上がる訳だからね。しっかりそこらをどうかできんのか。まあ医者Aの薬まで立ち入る訳じゃけえ、難しいと思うが、できんのかいうのが一つ、お伺いします。

○委員長（大江）住民課長。

○住民課長（吉本）レセプト点検においては、委員ご指摘の後発医薬品の使用まで立ち入ることはできません。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）だからね、できんといながら、レセプトの点検する人は、ただ単に点数で、怪我して包帯巻いたから5点だよ10点だよ、だから1点10円だからこれで300円だよ。そんなものは、今頃幼稚園の子でも、できるのよ、ほんまの話がの。だから、レセプトの点検、極端な言い方をするとレセプトの点検の意味がないとわし言いたい訳よ。これ端的な言い方じゃが。だから今のように、突っ込んで、ある程度銭かかっても、ちょっと話が違ってくる訳じゃが、それなりの、例えば、今日もあつたような准看とか何とかいう、それなりの資格を持った、看護婦でないにしても医者OBもおるかも分からんし、何かそれはできないかいうことなんよ。要するに医者Aの言いなりになつとる訳よ、本当の話がレセプトというのは。ただ中に点数が、怪我でこれしたら本当は10点しか取れんのに15点書いてきとるわ、おそらくこの370万はそういうようなことじゃろう思うけども、それをできんか言いたい訳よ。

○委員長（大江）住民課長。

○住民課長（吉本）レセプト点検につきましては、資格点検と内容点検がございまして、そちらの方では効果額が約880万円上がっております。ご指摘の、後発医薬品の促進につきましては、また別の事業であるんですが、後発医薬品の普及事業の方です、各被保険者の方に後発医薬品に切り替えたらこれだけ安くなりますという通知をですね、個別に通知しているところでございます。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）そういうことでね、今のレセプト、ここだけに限らずやるといふことだから、非常にいいことなんで、これはこの前も言うたように、医師会等についてね、



悪いけども、極力反抗するな、そうしたら、あとは薬局の薬剤師が、これは新薬しかないよ、この、ハンコ押してないけどもね、この分はハンコ押してないけえこっち言うたらね、中には7割ぐらい安いやつもある、ね。3割から7割いうたら、うちの国保が20億か何ぼかあったが、単純にそれいうたら10億から変わってくる。そんなには違わんけどね、4億や5億すぐ国保財政、すごく潤ってくると思うんで、これ要望に変えるけえ答弁はいらんが、そういう場を借りて医師会とかね、しっかりお願いして、先ほど課長あったように、そういう今度は新たな薬が今、これのあれで、新薬のこれで今何ぼだから、後発のこれやったらこんだけの差が、非常にいいことなんで、是非それ頑張ってもらいたい。要望でひとつお願いします。

（「要望ええんか」と呼ぶ者あり）

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、139、140 ページ、このページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、141、142 ページ、このページも全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、143、144 ページです。このページも全てです。質疑があれば許します。住吉委員。

○5番（住吉）特定健康診査事業、説明書の439 ページ、受診者が1,383人と記載されておりますが、25年度は、1,384人と、受診者数すら増えなくなりましたね。受診率でいけば対象被保険者数が60人ぐらい減るとるけえ若干増えるんかもしれんが、実数がもう横ばいになってきています。目標値は確か6割、60パーセントぐらいになってるはずなのに、もう受診者数がほぼ固定されてしまつとるんじゃないか、毎年受けておる人は。これ、今のままで、分かりやすく言えば、受診勧奨のやり方が間違っているんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（大江）住民課長。

○住民課長（吉本）まず、受診者数は昨年度に比べて、ほとんど変わってないところでございますが、対象者の方がですね、分母が減ってることを考慮しますと、受診率の方は昨年度に比べて25年度と比べると、微増ではありますが上がっております。もちろんこれで目標には、まだまだ達しておりませんので、今後ですね、また、さらに、受診率向上にですね、努めて参ります。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）確かに一生懸命努力されよってのは分かるんよ。早い段階から受診してくださいというて、戸別訪問してくるし、今年度は同級生がうちにやってきましたし、集団健診そこでやっていますからいうて。しょっぱなの段階で個別訪問するけえ、後が続かん。しょっぱな郵送でやって、最後戸別の訪問でやりゃあ潰していけるものを、しょっぱなから全戸個別でいこう思うけえ手間暇かかってあとが続かん。逆に、昨年度受けましたが、その前とその前の2か年間、忘れとったんですよ。締め切り間際に、一切受診勧奨なかったんですよ。本来やるべき時に勧奨がない、始まって間もないときには勧奨してくる。これ、順番が明らかに逆じゃと思うんですよね、勧奨は。そういった部分で、受診勧奨するんであれば後半戦で、前半戦は郵送だけで、後半戦に入ってから細かい受診勧奨にした方が本来いいと思うんですが、なぜに、毎年毎年逆の受診勧奨、しょっぱなだけ勢い良くて、あとが続かない受診勧奨になってるんでしょうか。

○委員長（大江）住民課長。

○5番（住吉）後半戦、後期についてもですね、力を入れてやってるつもりでございますが、ご指摘踏まえてですね、もう少し前半戦は通知をメインで、後半戦、通知したにもかかわらず受診されてない方を抽出して、さらなる受診勧奨、後半戦に力を入れて参ります。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）これに関連いたしまして、続いて、その下の特定保健指導受診者数ですね、こちら、25年度139名だったのが99人と、明らかに数値で見れば横ばいじゃなくて、減少に入っていますよね。439ページの表ですよ。指導を受けなきゃいけない対象の人が減ったのか、あるいはそうではなくて、受診を希望されるという方が減ったのか、どちらでしょうか。

○委員長（大江）住民課長。

○住民課長（吉本）特定保健指導受診者数につきましては、特定健診結果を踏まえて対象者が決まるものですが、25年度対象者が187人に対し26年度対象者167人と、20人ほど対象者自体が減っているものでございます。

○委員長（大江）兼山委員。

○3番（兼山）後発医療の普及啓発なんですけど、ジェネリックいうことをね、促進されているということなんですけど、それをしっかりと、処方されたお薬を飲まれてるっていうと

こまでは調べているというか、そういうことを実施していることではないでしょうかね。どうでしょうか。

○委員長（大江）住民課長。

○住民課長（吉本）おそらく残薬の問題かと思うんですが、そこまでは確認をとれておりません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、145、146 ページ、上段の 11 款、諸支出金のうち、1 目、一般被保険者保険税還付金と、2 目、退職被保険者等保険税還付金を除く全てです。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳出を終わります。そのほか、福祉保健部関係の国民健康保険税特別会計全体で質疑漏れなどがあれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）質疑なしと認めます。以上で、福祉保健部関係の国民健康保険特別会計の審査を終わります。続いて、介護保険特別会計に入ります。152、153 ページ、保険事業勘定、歳入からです。はい、下岡委員、質疑あれば許します。

○4 番（下岡）歳入のですね、保険料がですね、25 年度に比べて増収ということで、5.2 パーセントか、増えてる訳ですけども、その理由が、被保険者の増加によるということなんで、1 号被保険者がですね、25 年度何名、26 年度が何名に増えたのか、お尋ねします。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）1 号被保険者数ですが、平成 25 年度は 6,129 名です。26 年度は 6,410 名でございます。281 名の増でございます。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。住吉委員。

○5 番（住吉）不勉強で申し訳ない、教えてください。説明書の方、456 ページなんかですと、65 歳以上人口ということで単位当たりの人数を出されておりましたが、被保険者、今答弁された被保険者数とずれるんですよね。この表見てもずれているんですよ。どこの表を見ても、単位当たりの人口が 65 歳以上、人口で出されている。でも今聞いたら、保険者数はまたこの数字とは違ってくるんですが、その差異は何から生じているんでしょうか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）ここでまず載せております数字は、時期によって、例えば被保数は毎月異動して参りますので、ここを入れた、それぞれの部分で数字に若干の違いがございます。大きな違いはございません。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）ご指摘の事項はよく分かっておりますので、次年度の主要事業からは、そういうところを、説明と、ですから今のように、時期が同じような、両方同じところで比較するような、できるようなものにさせたいと思います。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次のページ、154、155 ページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）この次のページの156、157 ページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次のページ、158 から 159 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳入を終わります。続いて歳出に入ります。160、161 ページ、質疑があれば許します。はい、住吉委員。

○5番（住吉）介護給付費改善市町インセンティブ事業でございますが、説明書の456 ページ、下の主な事業で、物忘れ相談プログラム。こちら実施人数505人とございますが、この505人、このプログラムをされた中で、軽度認知機能障害であるとか、あるいは認知症ではないかという結果が出た方は何人ぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）こちら505名のうち、いわゆる担当課で要フォロー者という言い方をしますが、その該当者として把握をいたしましたのが57人、11.3パーセントでございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）で、57名の要フォロー者の方には、どのような対策をとられてますでしょうか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）認知症の個人差がございます。対応につきましても、まずはご家族がいらっしゃる方はご家族に対して、医療機関の受診を、まずお勧めをしております。それと、今度程度にもよりますが、介護保険の申請が必要な方については、申請もいただいておりますし、あと予防事業の方を、本町でやっております認知症の予防事業、こちらへの参加を勧奨させていただいております。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次のページ、162、163、全てです。質疑はありませんか。はい、住吉委員。

○5番（住吉）地域密着型介護サービス給付事業でございますが、説明書の461ページをみますと、52件も減ってる。パーセントで言えば7.3パーセントとありますが、52件も減っている。今頃いろんな形のサービスが増えたり減ったりしていることもあるんでしょうが、7.3パーセントという数字がちょっと多いように思いますが、これは何か理由があるんでしょうか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保健課長（伊藤）私も4月から参りまして、この結果を見てですね、自分なりにちょっと考えてみたんですが、まず、現実には、グループホームの入所者が若干減っております。それが給付費の減につながりました。あと、小規模の多機能居宅介護、こちらもわずか3名分ほどですが、若干ちょっと減っております、ただ、その原因については正確なものをまだ把握できておりません。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）で、やはり、次の462ページの施設介護サービスも件数が減っているんですね。ふと見たら、過ぎたところなんですけど、居宅介護サービスの方が逆に件数が増えているんですね。家で過ごす方が、本人さんの希望になるかもしれませんが、施設あるとかグループホームから出て行って、受け入れることがそういったグループホームの中でできなくなったから、件数が減ったんじゃないかという、うがった見方もできるんですね。これ逆に、居宅が増えているんですから。現実では、そういうことではないんでしょうか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）まず、先ほどの地域密着の方で言いますと、これは死亡された方

の減の方が多かったということでございます。で、施設に関しましては、いわゆるその流れ的に、介護保険も居宅サービスをお使いいただきながら、なるべく住み慣れたといえますか、ご自分のご自宅でというような方向、その分、居宅サービスの方は、正直手厚くなっておりますので、こちらの給付費の方が上がっておるとというのが現実でございます。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。はい、崎本委員。

○13番（崎本）ちょっと、今の答弁はわしおかしい思うんじゃがの。決算特別委員会が今日あるの分かってって、私は4月1日からなったんじゃけえ、もうちょっと勉強しちよらんと、勉強不足じゃ。ほんじゃあは4月1日で分からなかったら、前の者呼んでこいや。思うても言うなよ、ちゅうことよ。どうかいの言うたってそうじゃろうが。なんでぐずぐず言うんか。そうじゃろうが。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）特に福祉保健部が答弁に対して、余分なことを、決算で勉強したんですが、まだ分析ができてないということだけ言えばいいのを、4月1日からというふうに、前の課長もおりますが、そういう言い方は、今後させないようにいたしますので、すみませんでした。

○委員長（大江）はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次のページ行きます、164、165ページ全てです。質疑があれば許します。

はい、住吉委員。

○5番（住吉）介護二次予防対象者サービス支援事業でございますが、説明書475ページに、主な事業内容の表が載っておりますが、二次予防対象、海田町では二十数パーセント、4人に1人ぐらいいらっしゃったかと記憶しておりますが、にしては、参加者が少ないですね。分母に比べて、この二次予防事業対象者を抑えられなかったら、要介護、要支援者が増える可能性が高いにもかかわらず、この二次予防事業対象者が、各種指導やら講座に来とる人数が、あまりにも少なく見えてしまいますけども、これで、本当に介護予防につながるのかと、どうなんでしょうか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）二次予防の対象者、まず把握事業というのから行っております。

いわゆる包括の看護師の訪問によりまして、その対象者の方に、今度は事業にご参加を

いただくような勸奨の活動というのを行っております。なかなかそれが実際に結果として出ておらないのですが、看護師の方は、毎回該当の方を訪問をして勸奨をずっとやっておるところでございます。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）いま一つの課題が、その方の意欲だけではなしに、参加してみたいというふうな事業になっているかどうかというところは課題だと思っております。ですから、こういうのをやってるからというんで進めるということも大事だと思っておりますが、このメニューというのが、少しずつ増やしてはおりますが、まだなかなか出ておりませんが、固定化せずに、もっと参加しやすいものというのは模索させております。その結果が、できるだけ早くに現れる事業があればいいなと思っておりますが、このところずっと麻雀教室が割とメインできておりまして、ここは定着しておるんですが、その他の事業についてというところで、先ほど勸奨だけをいいましたが、そういった来やすい事業についても毎年検討させておるところでございます。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい、次のページ行きます。166 ページ 167 ページ全てです。質疑があれば許します。住吉委員。

○5番（住吉）先ほどの話の続きですが、今度は一次予防対象者の事業ですね、麻雀はここじゃと思うんですけども、麻雀、確かに多いですが、こちらの参加者は20名、26人か。ここを一時予防、結局普通の老人クラブでやってもええですし、自治会でもやってもいいです。本来は対象者というのは65歳以上ですから。ただ、ここもやはり、まあ水泳教室は若干人数増えておりますが、あとは少ないですよ、参加者がやっぱりどうしても。この辺、先ほど二次予防と一次予防ひっくるめて、元から見直したほうがいいんじゃないかと。大分前にも決算か予算で言ったと思うんですけども、何とか教室じゃ堅苦しいものにゃきやへんよって言ったのにやりよるから、やっぱり来んようになってしまふ。せいぜい麻雀、これ20人いうから固定客ですよ、皆。同じメンバーが集ってやってる。要は、雀荘代わりに部屋貸しとるだけ、中身は。もうこれ根本的に見直す時期に、二次予防もひっくるめて根本的に見直す時期に来ているんじゃないか。今、副町長、答弁されましたが、二次だけじゃなく、一次、連結して見直す必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

○委員長（大江）保健福祉部長。

○福祉保健部長（湯木）ご意見いただきまして、参加者は少ないというのは本当の大きな課題だと思っております。今後、地域包括ケアシステムを構築するためにも、介護予防には力を入れていかなくてはいけないので、見直していきたいというふうに考えております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）次、任意事業の方ですけれども、これ478ページ、説明書、今度、家族介護教室、やっぱり参加者減ってますよね。60名から38名に。何か力を入れないといけないところにもかかわらず、参加者がどれもこれも減ってきているようにしか見えませんけれども、これは、勧奨いうて、今、勧誘方法にしるPR方法にしる、何らかの根本的な原因があるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょう。される。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）26年度につきましては、家族介護教室の参加者が少ないということで、ちょっと今内容等、それから、声を掛ける範囲というのも、社会福祉協議会も同じような事業をやっておりますので、ちょっと連携して、27年度はやるという方向で見直しは少しずつ図っております。今後とも魅力のある家族介護教室にしていきたいというふうに考えております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）もう一個、これは議場でも聞いたんですが、決算審査意見書の36ページですよ、こちらに載ってます基金積立金、2,668万の積立金が積立されなかったことにより、不用額が増加したものである。これ議場で私聞きました、監査委員に、何ですか、失念、分かりやすく言えば、うっかり忘れておりましたよ、積み立てするのを。約1,700万ですよ。なぜにこれだけの金額をうっかり忘れてしまったのか、まずそこからですね。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）大変申し訳ないんですが、うっかり忘れてました。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）また言わんにゃあいけんよね、今日はおとなしく優しくいくけえ。二重チェックはできないのかと、こういったものに対して。というか、やってるが間違ってる、そこで二重チェックしてる可能性もあるかもしれんね。この間のイクちゃんの分にして



も。二重チェックは確かにちょっと抜けとった分もあるけど、そこも完璧にチェックしとっても、あのミスは避けられなかったん、どうやっても。見つからなかったん。抽出段階の二重チェックをしとらんかったけえ。で、今回、この役場の予算全体からすりゃあ、金額は知れとる思うとってかもしれんけども、1,600万、積立忘れしました。不用額で残りました。気づかんはずがない、本来有り得ないですね。ミスの原因、うっかりしていました、まあそうなんじゃろう。ただそこに誰も気づかないというのが不思議でならないんですけども、これはなぜですか。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）管理職の方も何回も見る機会があったんですけども、基金の方に利子を入れたということで安心して、不用額に落としてしまったというところでチェック機構が働かなかったということで、反省しております。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）これについては、逆に言いますと、チェックできるようなシステム組んで、不用額がこれだけ残っているというのが、5月の段階では出ておりますから、そこにある数字に、二重チェックどころか、部長以下、なぜ気がつかなかったのか、ということで、私ども、全体見てそういうのを出してチェックするよというふうに言っております。さすがにそれを全庁的に、管理者それから財政課の方で見させることはできないんですが、そのために、そういったチェック表を渡しておるにもかかわらず、それを全部通り抜けだというのは、本当に信じられない思いでおります。もう先ほど部長が答弁したような、何か気の緩みがなければ、そこに、そういった金額が残って、先ほどおっしゃいましたけども、私どもからいって、1,000万というのは部の単位でのチェック項目としての金額としては余りに大きい金額です。全体になりますとひとつひとつありますので、款ごとで見るとなかなかあれなんです、そういう面で見ると、これをどのように徹底するのかというのは、部長に、部の中をどのようにあれするのかという対応策は、当然考えてきておるはずですけども、それを追求するしかないというふうに思っております。今回の分できますと、先ほど、逆に優しすぎるぐらいで、1,000万という不用額というのは非常に大きなものですし、特にその監査委員がその指摘事項、当然そうでない口頭指導事項というのがまだあるんですが、指摘事項に書かれたことというのは、非常に残念に思っております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5 番（住吉）逆に言うたら、有り得んミスが起きてても誰も気付きにくいというのもあるんかもしれんし、これみたら、当初予算 3,000 円で、補正予算で 1,669 万円上げとって、払ったのが 3,010 円、何やねんっていう話になりますよ。これ、もう分からん。今後、どういって言うたらええんかほんまに分からん。あきれたいうた方が正しいかもしれん。その点やっぱり厳しく言わんにゃいけんと思います。見逃すような話じゃない、議会が。それ、どうされます。有り得んミスが、ほんとうに実際に起こっているんですよ。これ、どう対応とられます。もう一遍お願いします。

○委員長（大江）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）大変申し訳ございませんでした。今後、決算にあたりましては、財務規則に基づいて、予算の執行状況及び決算の処理の方法を十分確認して、複数の職員によるチェックを行って、予算管理、決算管理を適切に行っていきたいと思っております。大変ご迷惑をかけました。すみません。

○委員長（大江）ほかに質疑はありませんか。はい、佐中委員。

○15 番（佐中）今の問題ですけども、ちょっと視点を変えますけども、介護の給付費の準備金の基金、特別会計は基金を積み立てると、私ちょっと調べてみましたけど、26 年の 9 月で、6,085 万円積み立てがあったの、27 年度はもう 9,585 万円、基金の積み立て。もちろんそういう制度ですから、ある訳ですが、4 期、5 期、6 期で値上げを、6 期ではもう思い切って値上げをするというのは、財政の仕組みとして、この基金を、今の特別なことがない限りはずっと基金を積み立てるのかどうか。私が言いたいのは、介護の保険料を少しでも補てんをして、この基金でやりくりをして、そういう、特に 1 号ですね、1 号の被保険者に対する軽減を措置をしてほしいと思うんじやけども、ずっと積み立てて、さっき言うた、26 年度 1,669 万、ずっと今まで積み立てたものが約 1 億円ある訳ですね。これの活用、そういう軽減のために使えるのかどうか、それともいろんなね、まあ、施設に入ると約 350 万、自宅ですと約 130 万、その費用にこれを充てるのかどうか、ね。そのために置いとるのかどうか、そこら辺の、操作の仕方を、どうなんか、お尋ねします。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）介護保険におきます基金の考え方でございますが、一つに介護計画は 3 年間で立てますので、やはり初年度よりは 2 年度目、それから 3 年度目というふうに、どうしても今増えていく傾向にございます。その 3 年間の均衡性を保つという形になり

ますと、その計画中でも、計画的に特に初年度は基金を積んでいくという形になります。それに対しまして、26年度は最終年度でございましたから、ここで残ってる基金については、これを全て吐き出して、その分、次期の保険料を下げるか、若しくは一定程度を上げた上で、さらに次の期にどう激減緩和を避けるかというふうに考えましたときに、さらに次の期、保険料が、このままいくと高額という面で考えると、その調整のために、前期の26年度の残の基金は一定程度残した上で保険料を算定すべき、というふうに考えまして、調整しております。おっしゃられますように、最終的に、保険料が余りにも上がりすぎる時には、当然この基金の活用を考えていかないといけません、一定程度の基金はどうしても必要でございますので、そのバランスを考えながら基金の繰り出しは考えていきたいと、そのように考えています。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）私ね、26年の9月から、27年の7月まで見ると3,500万円も基金を積み立てとるんですね。あんまり突出しとるからそのことを言うとする。もういろいろね、サービスのそういうのを削って、残った分をここに合わせて、ずっと貯めて、何か、予測が狂ってるというようなね、そういう傾向があって、介護料の1号保険の中に、多くこれが仕組みれておる、こういう感じが受けるんで、それを、なるべく負担をね、軽減するように、そういう措置をとる、今思っておるのは、3,500万も1年間で積み立てておる計算になっておる訳ですよ。今の、1,600万忘れとるのも含めてね、それを、軽減のために使ってほしい。いっぺんにね、3,500万上がるとるから私が気がついたんで、どうですか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、今期の保険料使う時には、基金どうするかというのは一つのポイントでございましたが、来年度、再来年度以降を見渡したときに、やはり、今からの介護保険者増えていくというような中で、全く余裕がない状態、基金を全部取り崩して、それで保険料を算定した場合には、いざというときの補てん措置がない状態であれしますので、やはりこの程度は基金を持っておく必要があると。その上で、介護保険料を算定する必要があるというふうに判断いたしまして、基金は積んだままで、今期の一応しております。ですから、これがどの程度の、29年度に残ってくれるかということで、30年度からの時期、介護保険料、算定するときの、また判断をして参りたいと、そのように思っております。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次、168、169 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳出を終わります。続いて、介護サービス事業勘定に入ります。

175、176 ページ、歳入です。質疑があれば許します。175、176 ページです。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳入を終わります。

○委員長（大江）続いて歳出に入ります。177、178 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳出を終わります。そのほか、介護保険特別会計全体で質疑漏れなどがあれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、介護保険特別会計の審査を終わります。続いて、後期高齢医療特別会計に入ります。184、185 ページ、歳入からです。はい。待ってくださいよ。質疑があれば許します。はい、住吉委員。

○5番（住吉）こちらの方ですね、普通徴収保険料の現年分の繰越し分にする資料、収入未済額が増えてきておりますけれども、これ、貯めれば貯めるほどどう考えても回収できんようになっていくんじゃないかと思うんですね、年齢的に考えて。これは早いこと手を打たんにゃあならんように思うんですが、これ、どうされるおつもりですか。

○委員長（大江）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）後期高齢者医療の保険料につきましても、いわゆる現年分をまず納めていただくということから、いわゆる督促状の発送、それから催告書の発送、電話それから訪問等も、職員により現在取り組んでおるところでございます。

○委員長（大江）いいですか。はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい次、186、187 ページ、質疑あれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい、以上で歳入を終わります。続いて、歳出に入ります。188、189 ページ、から次のページまでです。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江) 以上で歳出を終わります。そのほか、後期高齢者医療特別会計全体で質疑漏れなどがあれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江) 以上で、後期高齢者医療特別会計の審査を終わります。以上をもちまして、福祉保健部の審査を終わります。暫時休憩といたします。再開は2時半です。

~~~~~○~~~~~

午後2時15分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長(大江) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。先ほど宗像委員より資料提供の分がありましたが、今から資料提出をいたしますので、よろしく願います。各委員に資料提出をお願いします。資料配布です。

(資料配布)

○委員長(大江) 皆さんお手元に届きましたでしょうか。それでは認定第1号、平成26年度決算の認定、認定第2号、平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等についてを議題といたします。建設部から審査を行います。はい、副町長。

○副町長(三宅) 建設部の審査に入りますまでに、福祉保健部のところで、答弁漏れになりましたものについて、まず説明をさせていただきたいと思います。まず第1点目につきまして、今お手元に配付いたしました宗像委員から出ました社協の委託料につきまして、まず財政課長の方から説明をさせます。

○委員長(大江) 財政課長。

○財政課長(鶴岡) ただいまお手元に配付をいたしました社会福祉協議会委託料の一覧表でございます。一般会計のほか、国保会計、介護保険等で、各種の福祉事業について、社会福祉協議会に委託をしているものでございます。内容につきましては、お手元の資料をご覧くださいと思います。以上でございます。

○委員長(大江) 質疑を許します。宗像委員。

○6番(宗像) この事業の中で、わざわざ社協に委託して社協からまた委託することによって、余分な費用がかかっているケースがございますでしょうか。

○委員長(大江) 副町長。

○副町長（三宅）いずれの事業につきましても、社会福祉協議会に委託することが効率的と考えておりますから、おっしゃられたように、再委託の事業もございますけども、それは効率性の中で回収しきれていると思います。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）逆に効率性と費用、要するに経費の削減の中でどのようなバランスを考えておられるのでしょうか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）社会福祉協議会が福祉センターを管理しているという部分と、それから、町全体のそういった福祉事業について、協議会自体も独自事業もされていると、そういうところから、そういう効率が出ていると、そういうふうに判断しております。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）もう1点積み残しになっておりましたのが、タクシー券助成事業についての所得制限の説明でございますが、本来、社会福祉課長からさせるべきところでございますが、休憩中に報告を受けましたが、当該制度におきましては、所得制限は設けていないという思いがけない報告を受けました。答弁が、あやふやな答弁したことについては、非常に申し訳なく思っております。個人的な質問については、休憩中にお答えしておりますので、当該ご質問された個人の部分についてはご答弁申し上げませんが、積み残しになりました所得制限のあり方については、所得制限なしというのが正しい答弁でした。不確かなことで答弁したということに対しては、非常に申し訳なく思っておりますし、本決算特別委員会が終わった後で、厳しく注意したいと、そのように思っております。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）先ほどは、制限はありますと、こういう答弁なんよの。で、今副町長はありませんと。要するに、答弁の手直しというのか差し替えというのか訂正というのか、の、それはそれでええのかも分からん。今個別の事案に対してはいいませんと。そりゃ、分かるよ。じゃ、ほかにまだ漏れがあるんじゃないかということになっていく訳よの。たまたま今の話聞くと、1件だけだよと。これは明らかな分。だから、その辺のことについてはどう説明するんか。手直し、修正することはええよ。悪いとは言やあせん。しかしそれが明らかでない訳。だからずっと虚偽の答弁が続くことになる訳、それはいつ訂正するんか。それとも、いやもうその1件しかありませんいうて突っ張るんかい。ち

よっとその、2点ほどになるけども。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）該当する方にお送りしているというところについては、これは訂正いたしません。確かに該当する方のところには全てお送りしております。それから、その中で説明いたしまして、多分違う類推を推測をされてしまったかも知れませんが、所得制限があるという部分については、これは訂正をさせていただきます、所得制限はないと。それで、なぜ送られていないかということについては、これは答弁というか、説明を控えさせていただきます。該当の方には休憩時間中にご説明しましたので、その部分については説明をしなくても、そこの部分については、訂正はなしに、該当される方に対して、申請書を送っているという部分についてはこれは事実でございます。問題があったのはそういう形の議論の中で、所得制限があるのかという質問に対して、所得制限がありますというふうに答弁しましたが、これは虚偽の答弁でした。これはもう大変申し訳なく思っております。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）それは良いよ、2回も3回も訂正せんでもね。その分はええが、というところと一般的に障害者手帳は6級までか、こういうふうにしてある訳じゃが、そうするとどうも今の答弁、副町長、聞くとね、例えば、1級の人にはあるが6級の人にはありませんよと、今度はこういうふう聞こえる訳よ。そうすると、何級と何級があるんかと、今度はこういうふうになってくる訳よ。訂正はしません言うんじゃが、どうなるのかな、その辺は。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）該当する等級につきましては、先ほど崎本委員から質問がありましたときに、社会福祉課長の方から全ての障がいの程度において、何級と何級の方が対象になっておりますというふうに、ご説明申し上げましたが、これは正しく説明をしております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）細かいことを言い出したら切りないんじゃが、副町長、福祉保健部の部課長以下、全員自衛隊に入れんやあ駄目よ。海田市駐屯地じゃなく、習志野、空挺レンジャー。今のままにしとったら、例えばある町民さんが問い合わせしました、職員が間違えました、課長に確認してもやっぱり間違っているのを正しいと言っている、部長も気

が付きませんでした。誰が気づく、こうなったら。ここまで細かいこと、町長、副町長が気づく訳にはいかん。要は、チェック機能がさっきの答弁、全く働いてないんですよ。これは、大問題だと思います。決算云々、1,000万、2,000万の話じゃない。根本的におかしい。副町長、今、委員の問い合わせが、間違っと思ったから、この間すぐ訂正できましたよと。町民の方の問い合わせなんて訂正できないですよ。町民の方、あそーうなんだって引き下がったらそれっきり。これはすみませんでしたで済む話じゃないと思います。根本的に福祉保健部の管理職、答弁、ずっとおかしかったですよ。やっぱ根本的に叩き直さんにゃいけんと思います。自衛隊は冗談にしても、やり方、根本的に改めにゃ、同じことこれからまた出てきますよ。どうされますか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）直近にも、福祉厚生委員会の方へ県の事業の事務ミスのお話をさせていただきましたけど、やはり、今回も、逆に申しますと、最初に、途中で詰まって、皆様方の叱責を受けた、その資料も持ってないかというところで、逆に言うと、それを確認しないままに答弁しております。その部分の答弁の仕方もですし、そこでなぜかという、思うというところがなかったというところだと思います。ここの部分につきましては、部長の方から、今回の介護保険の方についての決意を表明させましたが、今日のもう少し、おっしゃるとおり、抜本的に、これ担当よりも、部長、課長の決意というか、については、途中で申し上げましたが、少し福祉保健部については見直しをさせたいというふうに思います。具体的にどのようにするかというのは、このあとじっくり部長、課長と話をしたいと思います。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。崎本委員。

○13番（崎本）そりゃね、わし、済んだことをどうのこうのいう必要はないんじやがの、副町長、予算ならまだ今言うように、今後ああしてもう一回やり直しますいうんじやが、これは済んだ決算のことじゃけえの、やり直すやどうのこうので済まんじやが、大体いうたら済まんのよ。これ決算、予算ならね、予算で追及されたら今後気を付けてきちっとやりますじやが、これ、済んだことに対してね、いいかげんな答弁するちゆうことは、根本的な間違いじゃけえの。じゃけえ、この場でやったって、ずっと長引くけえ、今後、何とかの機会をやっての、その改め方法ちゆうものを示してもらやあそれでええんよ。これ、決算じゃけえ、これ、済んだこと。それに質疑してよ、また答弁がええかげんやったら、これいつまでたっても済みやせんよ。解決できやへんで。執行部が間違



いじゃないことを認めたらね、それを何とかの、もう済んだこと、決算じゃけえ、予算じゃない、わし何回も言うが決算じゃけえ、新規に改めての、何かの場で、こういう体制でやりますちゅうことを言うた方が、ね、何ぼやっても、今日、また済みゃへんでの、委員長。そういうふうにやらなかったら、予算なら今後以後気を付けて以後ちゃんと修正してやります、決算やけえもう、決算で間違いの答弁、根本的な間違いをなんぼう追及したって、元に戻る訳じゃなしどうもならんで。じゃけえ、場を改めてね、の、町長、副町長、やらにゃしょうがないんじゃけえ、悪いことは悪いんじゃけえ、もうしょうがないじゃない、そうして、委員長仕切ってくれや。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられるとおりでと思います。全体にもですが、まず小さいところからの積み重ねという形になると思いますので、福祉保健部のそういう事務執行については、福祉厚生委員会が、まず第一義的に委員に調査研究していただいておりますので、どのような体制で見直すかということをお急ぎに、部長と意思統一させたものについては、まず福祉厚生委員会が近々開かれるというふうにお聞きしておりますので、福祉厚生委員会の方へ説明をさせたいと思います。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）昨日、今日、いろいろ流れ、今までの行政の方あり方の問題、やっぱりね、職員の人、我々もそうですけれども、法や条例や規則やそこらで全部仕事しとるんですね。何でそれが守られんのか。先ほど副町長言われましたけど、確認をせずに答弁をしとるんよね。思い込みで答弁しとるんよね。なんで仕事をしとるかというのと、やっぱり歴史に基づいて、それに基づいて、規則や規約や要綱が出ておる訳ですが、もう一遍そこをね、改めて仕事をさす必要があると思いますよね。だから、今そういう方法でね、今後、職員教育、あるいは改めて各部、課でね、もう一度やり直す必要がありますがどうですか、お尋ねします。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）今からまだ建設部が残っていますが、全体きている中で、先ほどの福祉保健部が、一番そういう中でずさんだったとっております。まずは福祉保健部にきちりということを徹底したいと、そのように思っております。

○委員長（大江）宮坂委員。

○11番（宮坂）決算委員会で何が大事かいうたら、これ、予算の執行を見て、来年度予

算に対する、どういうふうに反映するかですよ。で、タクシー券なんですけど、改めて見たら、これ、一般財源だけですよね。独自事業と考えてよろしい。そうすると、高額所得者にね、タクシー券をあげるのは、ちょっと腑に落ちんのんですよ。これは、来年度以降の予算に、どうするか分らんけども、ようよう考えてください。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）来年度に向けての制度設計については、今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

○委員長（大江）執行部入れ替えのため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 4 9 分 休憩

午後 2 時 5 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大江）休憩前に続きまして、開催いたします。一問一答方式で進めて参ります。

執行部におかれましては各委員の質疑の趣旨を十分に把握し、的確かつ簡潔明瞭に答弁してください。なお質疑答弁にあたっては、発言の許可を得た後に、マイクのスイッチを押して発言してください。まず歳入から始めます。決算書、15、16 ページです。15、16 ページ、下段の 4 目、土木費負担金と 16 ページの下にあります電気通信線路等設置使用料です。質疑があれば許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい次、17、18 ページ、中段の 4 目の農園使用料と 5 目、土木使用料です。土木使用料は次のページに続いていますので、併せてご覧ください。佐中委員。

○15 番（佐中）町営住宅の使用料の不納欠損、中身をちょっと教えてください。

○委員長（大江）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）不納欠損という処理はしてないので、滞納の金額を言えばよろしいでしょうか。失礼しました。言い直します。44 万 8,980 円につきましては、3 月議会におきまして、債権放棄をさせていただいたものでございます。失礼しました。

○委員長（大江）佐中委員。

○15 番（佐中）そうするとね、また、議論が長くなる。なんでここへ数字を上げてきておるのに、その中身をいうと。44 万 8,000 円、3 月議会で処理した。処理した中身をもういっぺん言うてくれ。ここに数字が上がるとるんですから、当然の該当する質疑な

んですよね。それを言うてくれい言いよるんですが、答えられませんか。

○委員長（大江）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）中身につきましては、まず、過年度分の使用料が、失礼しました。

それではもう一度最初から言います。この債権放棄につきましては、26年4月9日、入居者の死亡が確認をされました。その後、相続人並びに連帯保証人との連絡をとりましたが、全ての方が相続放棄という形をとる、また、連帯保証人につきましては、行方不明と、調査が不能という形になりましたため、債権の放棄をさせていただく処置をとりました。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）この方1件だけですか。何件あってどういう処置をしたか、中身が知りたい訳です。

○委員長（大江）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、この方1件のみでございます。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。はい。19、20ページの方の上段の方の質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、21、22ページ、下段、3目、農林水産手数料と4目、土木手数料です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、25、26ページ、下段の3目、農林水産費国庫補助金、4目、土木費国庫補助金です。土木費国庫補助金は次のページに続いていますので、ご覧ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に27、28ページ、上段の5目、都市計画事業費国庫補助金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、31、32ページ、上段の4目、土木費交付金、5目、土木費負担金、6目、都市計画事業費負担金です。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、35、36ページ、中段の4目、農林水産業費補助金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）次に、37、38 ページ、前のページから続く 6 目、土木費補助金と、下段の 4 目、土木費委託金です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）次に 39、40 ページ、下段の 2 項、財産売払収入です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）次に 43、44 ページ、中段の 2 目、雑入の 15 地形図等売払収入です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）次に、47、48 ページ、下段 1 目、土木債です。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）以上で歳入を終わります。続いて歳出を行います。81、82 ページ、待ってください。中段の 6 款、農林水産業費です。質疑があれば許します。はいそうです、はい、住吉委員。

○5 番（住吉）水産業振興費、説明書の 230 ページ、まず確認です。ここで言うところの町内カキ養殖業者というのはうちの近所にあるやつでしょうか。

○委員長（大江）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、2 社ございまして、南堀川と大正町、2 社でございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5 番（住吉）去年聞いたときは 1 社いうて聞いたんじやが、南大正町が 1 社増えたんでしょうか。

○委員長（大江）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）ちょっと昨年のごとはちょっと私分からないんですが、2 社でございます。

○委員長（大江）住吉委員。

○5 番（住吉）まあいいでしょう。ただ、うちの近所にある 1 社は、昨年度の決算をみましたが実際にはあそこでは何もしていないんですね。で、今、もうあの建物、解体中です。今度あそこに 4 階建てのマンションが建つんですよ。そういう状況でもあるにもかかわらず、町内業者として、実際に海田町内で事業を行っていないにもかかわらず、

登記が残っているかどうか知りませんが、書類上だけでお金を払うというのは、本来の趣旨と違うように思いますが、どうですか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられるとおりに、活動拠点を坂の方に移されておるといふうに聞いておりますが、これ漁協自体もそうなんですが、漁協もまだ海田市漁協という形で、本拠地残されておりますので、現段階で、おっしゃられるとおりに、書類上で一応審査しておりますが、実態との乖離、確かに激しゅうございますので、その点についてはどうあるべきなのか、坂町に本来あるんだというふうにさせるのがいいのかという部分につきましては、県の農林水産局の方に、確認をとらせていただきたいと思っております。おっしゃられるとおりに、活動拠点が坂にあるということは私ども知っておりますので、その点については、確認をとらせていただきたいと思っております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）早急にせんことには、今までであればまだ看板が残ったから、説明できますよ。今もう、建物ほとんど取り壊している最中で、今度はあそこにマンションが建つ、4階建ての賃貸住宅。そこにお金を、補助金を払いよったら、これは説明の取りようがないです。これは早急に結論を出してください。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）本委員会が終わりましたら、直ちに協議に行かせようと思っております。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい、次のページ、85、86ページ、全てです。すいません、83、84ページ、のすいません、8款です。佐中委員。

○15番（佐中）ちょっと駐車場のことでお尋ねしますが、決算のところでは、123台で91台という、ね、南堀川が120、151台置けるのに123台、曾田は95台置けるのに91台、これのPRやうまいこと活用するのに、どう対応されとるのか、お尋ねします。

○委員長（大江）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）昨年度の取り組みとしましては、広報に、空きがありますよという掲載はいたしております。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）これ、経緯ございまして、特に南堀川の方は、国土交通省が管理して

ときから一緒なんです、あまり過度なPRということで、周辺の民間駐車場の経営に悪化が出ないようにという配慮はしております。というのが、もともと、土地代とかそういうようなのがただでやっておりますから、下げようと思ったら下げれたりいろいろいたしますが、それでは周囲の民間駐車場の経営に影響が出ますので、一定水準少し高くしておりますし、広告自体も、そういった民間駐車場が借り切れないとか、曾田の場合には、要望が出ている企業を中心に貸し出すとかとしておりますが、空きはございますが、あまりこれを過度に広報いたしますと、今言いましたように、周囲の民間駐車場の経営を圧迫するということで、一定程度の広報、広報紙に載せる程度でとどめておるといふところになっております。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）ここドル箱なんですね。ものすごい儲かっている。だから、もっと有効にね、活用してほしいな。手もかからん、シルバーの人か誰か知らんけども、管理人が一人ね、おるだけのことで非常にもう利用者も多いように、活用してないと、なんか不満が残るとして、もっとう活用して、町民のサービスにつなげるということにならないかなと思って、今問いかけた。まあ答弁の中で大体分かりましたが、再度ね、そっと広告をするのか、宣伝をする、こんなことはできんですか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）先ほども申しましたように、逆に、ですから経費がかからずにあれしております。民間の駐車場であれば税金がかかったりとか土地代がかかったりとかいろいろする中で、そこの差がございまして、おっしゃられたとおり、私どもとしても非常に経費かけずにこれだけの歳入が上がる事業というのは、非常にありがたい事業なんです、そういう民業圧迫だと言われない範囲で、何とか埋まる方法を考えて参りたいと思っておりますが、これをちょっと表に出すとあまり、勧誘をやりますと、民業圧迫という批判が必ず付いて回りますので、そこの案配はうまいこととっていきたくて、そのように思っております。

○委員長（大江）はい、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次、85、86ページ、全てです。崎本委員。

○13番（崎本）ええとね、町道管理事業ですね、239ページ、危険木伐倒処理業務と町道側溝清掃業務。この1件と5件はね、だいたいどういうところをされたか場所が分

からなかったら、どういう状態のときにこういう危険木、ちょっとこういう予算でされたか、ちょっとその理由と場所を聞きたい。

○副町長（三宅） ちょっとその間に答弁させてください。

○委員長（大江） 副町長。

○副町長（三宅） 昨日総務部の審査のときに、建設部の該当部分で、質問をお願いしたいと申しました、前田委員の部分につきましては、この町道管理事業がそれに該当しますので、ここで質疑をいただきたいと思います。まず、当然に、崎本委員に答弁いたしませんけども、先ほどもありましたんで、前田委員が言われる、場所がどこかというところがあつたと思いますが、この事業が該当しますので、ここでよろしく願いいたします。

○委員長（大江） 先に、崎本委員の答弁をお願いします。はい、建設課長。

○建設課長（木村） はい、まず危険木伐倒処理業務でございますが、これは町道8号線、海田総合公園に上がります橋の手前の、向かって左側の法面から大きな木が倒れて参りましたので、その道路上に出て倒れて参りましたので、除却したものでございます。側溝清掃につきましては、町道面はすぐにちょっとお答えできるんですけども、その状況、側溝清掃を実施するに至った状況を説明するというのは、すいません、ちょっとこの場ですぐというのはできない状況でございます。

○委員長（大江） 崎本委員。

○13番（崎本） なぜそれを聞いたかいうたらね、大体わしも知っちゃったんよ。知ったんじゃが、その程度の分は、いっぱいあつた訳よ。その分の業務は、この、わしも26年度よ、去年よ、あつて、それに該当するところがあつたんよ。そういう予算は、どこから引っ張ってこられたかちゆうこと、わし、ここでこんだけのもんが出たら、わし、そういうことがあるんよ。何でか言うたら、今後のやっぱり課題にしたいけえ、の。26年度に何箇所かやっちゃるはずなんよ、の。ほんじゃけん、何箇所かあつた、これ以外のところでもやっちゃるはずじゃけえ、それはどこの予算引っ張ってきたかちゆうことよ。それ1点だけ。

○委員長（大江） 建設課長。

○建設課長（木村） その他の案件につきましては、例えば道路上に大きな石であつたり、木が、落ちておるものについては、支障物を撤去するという事で、修繕工事、撤去工事という形で、除却をさせていただくケースがございます。

○委員長（大江） では、前田委員。

- 14番（前田）まず最初に、委員長も簡素にいうことでそうなんじゃが、町道2号のあれを総務部から管理、聞いとるかどうか。
- 委員長（大江）建設部長。
- 建設部長（久保田）はい、伺っております。
- 委員長（大江）前田委員。
- 15番（前田）どのように聞いとるんか知らんが、それ、いつ聞いたんかの。
- 委員長（大江）建設部長。
- 建設部長（久保田）まず、私の方がですね、普段あそこを通りますので、8月の末、9月の中旬にかけて、そういった状況を私の方が確認しました。またそういったお話をですね、9月の中旬だったと思いますが、いずれにしろ定例会の始まる前にそういったお話を聞きましたので、JRの方に適切に対応するようにという指示の方を、私の方から出しました。
- 委員長（大江）前田委員。
- 14番（前田）昨日も言うたんじゃが、2週間ほど前になるわけじゃが、草は確かにJRの方から根っこがあるのかも分からん。ガードレールを越えて町道2号線まで入ってくる。管理責任は誰なん。
- 委員長（大江）建設部長。
- 建設部長（久保田）確かに、ガードレールの内側から生えておるのも否定はいたしません。大半はJRの方から大きく道路上に入り込んでおりますので、一時的にはやはりJRの方がまず、支障になるところが多うございますので、そちらの方に対応の方を依頼しているところでございます。
- 委員長（大江）前田委員。
- 14番（前田）ということは、町道部分にツルのような草もそうじゃが、ガードレールを越えてきておるが、町には管理義務はないとこういうことか。
- 委員長（大江）建設部長。
- 建設部長（久保田）まずはJRの方に対応を依頼しておりますので、そちらの対応の状況を見守って、どうしても、JRがやらないということになれば、私どもの方がですね、道路管理者において適切に安全管理の確保をする義務があると考えております。
- 委員長（大江）すいません、今前田委員がおっしゃってるのは、本年度になります。今日、26年度の決算認定ですので、将来的に今おっしゃってるのが今後そういう方向で



っていうことでよろしいでしょうか。前田委員。

○14番（前田）今のことで、委員長は、たった昨日、今日のことを思うとるが、それもやらんじゃあ、今年度のことじゃから、去年も言うとるんだ、この件は、ね。草じゃけえ、毎年生えるんじゃ、委員長、知っと思ってくれの。去年だけ生えるんじゃない、見たとおりに今年も生えとる。おそらく、来年もその次の年も生えるじゃろう。そこで、おれが言うとるのは、去年もそうじゃったから、これもう言うとる。去年のことを言え言うけえ言うが、今年の現状を見て、草が越えるが、管理責任は誰かって言うとるんだ。JRが対応するじゃせんじゃあそんなことを聞いとるんじゃないのよ。JRには対応してくれいうてお願いしとるんじゃろ。越境した分いうか、JR用地から町道部分に草がツルが生えてきとるんだよ。これに、例えば、おれみたいなあほが、足つまづいて引っかかってこけて、擦りむいた、足折れたいうたら、誰が責任とるの、JRがとるの。それを聞きよるんだよ。どうなのか、それは。

○委員長（大江）建設部長

○建設部長（久保田）道路管理者の町として、早急にですね、JRの方に処置をしていたくようにお願いをしていきたいと考えております。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）町道でございますから、町が管理者でございます。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）そうじゃろ、そのように答弁してくれや。誰の責任かいうて聞いとるんじゃけえ。JRの無責任じゃ草刈りじゃ、そんなことを聞いとるんじゃないんよ。だから去年もいち早くやってくれから安全課に言うた。はっきりいうて、速やかにやってくれたよ。今年の方はあっちじゃこっちじゃいうて、これどうするんかいうて、お互いに、今日、副町長、言われますが、福祉保健部が云々いうが、出足から建設部がつまづいておる、ほいで今も言うとる、誰の責任かいうたら、JRの責任みたいなことを言いよる。副町長訂正するから、もう、ぼつぼつ止めるけどね、とんちんかんなんだよこれ。職員教育なとらんよ。その部長たるものが、的確な答弁してくれ。まずそれと、わしの答弁が聞こえんのか、ちょっと途中違うかも分からんがの、どうんか、わしの質問、聞き方がおかしいんかどうか。

○委員長（大江）建設部長。

○建設部長（久保田）今後よくよく理解して答弁していきたいと考えております。

○委員長（大江）前田委員。

○14番（前田）ほんじゃたらね、日下橋のそこも見苦しいが、毎朝歩いてくるんなら、畝橋までずっとあっちじゃ、の。他力本願みたいなことを言うて、行政で、今言うように事故起きたら、町が責任持つんで、の。また専決でどうやらで申し訳ありません、当たり前じゃ、申し訳があるはずがないじゃ。たんびたんびに何かことありゃ、申し訳ありません。いつまで続くんやそれ。で、今回でも2週間も放つとるから、ね。去年そういう面では課長は速やかにやったよ。なぜ今年やらんのだよ、そういうことを2週間も、ね、総務部から言われとるのに。これ怠慢か、どうなのそれ。責任をだれかに転換しようとしておるか、それとも速やかさが無い、どうなの、その責任は。場合によっては部長、あんたの方に来るんで。指示したいうてJRがいうて、3日遅れじゃ、どこやらのたよりじゃないが、遅れりゃ遅れるほどあんたの責任なんだよ。それで回避できるのか、町民が怪我したら。

○委員長（大江）建設部長。

○建設部長（久保田）今後とも適切な道路管理の維持管理の方に努めて参りたいというように考えております。

○委員長（大江）兼山委員。

○3番（兼山）道路管理事業で、凍結防止材のこと、239ページですか。凍結防止材の消耗と書いてあるんですが、これは、時期的には大体いつぐらいを目途に、どこの課がです、回収していくのか、大体目途がありますか。26年度は大体いつ時期だったかということ、どうでしょうか。これ。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）およその回収時期としましては、4月の上旬から中旬にかけての回収を心がけております。まれに3月末に雪が降るというケースもございますので、今はそういうような形で回収にあたっております。

○委員長（大江）質疑ありますか。崎本委員。

○13番（崎本）町道の分でさっきやったんじゃが、その下の県道維持修繕事業か、あれでね、これの分の241ページにの、樹木管理1件、配水設備点検1件とあるが、これは場所はどこか。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）県道で、呉線をアンダーパスとしているところがございます。あちら

の方は地下水をポンプで汲み上げております。あと地下道、地下歩道についてもやっぱり雨水をポンプで汲み上げておりますので、それらの点検になります。

○委員長（大江）樹木を答えてください。建設課長。

○建設課長（木村）樹木管理につきましては、県道矢野海田線の歩道に一部植樹帯がございます。低木が植わっているところがございますので、それらの剪定であったり除草のことでございます。

○委員長（大江）崎本委員。

○13番（崎本）今言う、海田、呉線の低木いうて、ちょっと詳しく説明してくれ。どこにどういう木を、1件だけ、どこをどういうふうに管理したか、今低木じゃどうのこの言われたのが分からんのじゃがの。もうちょっと詳しく説明。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）日の出交差点から浜角といいますか西浜の交差点まで、両側の歩道に、連続ではないんですが、部分的に植樹帯がございます、そちらに背の低い木が植わっております。一番多く植わっておりますのは、西浜の交差点の北側、ゆき園という福祉施設がございますが、あの前面あたりが一番多く低木が植わっております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）今の答弁聞きよったら、逆に今度、県道矢野海田線で31号線から尾崎川の間、間ですね、やはりある程度樹木が植わって、いつもあそこ草ぼうぼう、木、生え放題、あれはこの中には入らんのですか、管理には。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）そちらの、道路の雑草の除草につきましては、路線維持修繕の方で除草業務として実施をさせていただいております。

○委員長（大江）住吉委員。

○5番（住吉）じゃあそこに生えとる木はどういう扱いなのかな、草だけじゃないじゃろ。樹木でもない、草刈りじゃないし、ありゃどこ、どれで扱っとるんでしょうか。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）ランプ付近にある大きな木は、国道交通省が、管理のために植えてあるものでございます。国道31号線から尾崎川の間にもし木が生えてあるとすれば、それは、管理されているものではないと思います。

○委員長（大江）副町長。

- 副町長（三宅）おっしゃられるとおりに管理されていない木があるということは、草と同じ扱いでございますから、除草という言い方は悪いかも知れませんが、いずれかの部分で草と同じ形で伐採するなりというところがあるんですが、やはりはっきり言いまして、県からの移譲交付金が多に十分でないという面もありますので、その部分については、特に伐採ぐらいなりますと、できれば県に言って、どこかで、樹木伐採という形にさせたいと思いますので、しばらくこれも検討期間をいただきたいと思います。
- 委員長（大江）ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（大江）次、87、88 ページ、全てです。はい、質疑があれば許します。佐中委員。
- 15番（佐中）JRの高架事業の問題で、これまで意見書や要望決議やいろいろとしてきたんですね。もちろん先ほどから町執行部は、例規集に基づいて仕事をずっとやっておいでですが、例えばですね、JRの高架事業で、要望決議で意見書ということで準備をして、300メートルを撤回をする、これを特別委員会で決めたんだけど、これをどこまで執行部は認めようとするのかどうか。これをお尋ねします。
- 委員長（大江）副町長。
- 副町長（三宅）本会議でも申し上げましたけども、私どもとしましては、300メートル延伸については、あの踏切部分に歩道機能ができるということで、機能は十分に果たすというふうに思っておりますので、執行部としては、300メートル延伸は諦めようと、そういうふうに思っております。
- 委員長（大江）佐中委員。
- 15番（佐中）ところが、特別委員会の中で要望決議を全会一致でしたんですね。我々はそれを撤回せん限りは、ずっと私は要望したいと思う。なぜかといいますと、条例や法律でいろいろ物事を議会の中で決めていく訳ですが、私は、議論する場であれば大いに議論をいたします。しかし、決まったことについてはそれに従う。例えば、税金が上がる問題、使用料の負担の増の問題、論戦のときにはいっぱいやりますが、決まったことには全部従ってやります。議会が300メートルを延ばせという、こういう決議をして、町執行部を通じて県知事の方に行ったりしますが、ずっと生きておる訳ですね。我々は、私はもう何回も言うように、主権者は町民ですし、主人公も町民なんですね。知事や町長が主人公じゃない訳ですですから、問題でずっとそれが生きとる限りは町民のそういう意見を代表して、議会がその意思を表明した訳ですから、私はそれをずっと主張した

いというに思う。どこかで撤回をすれば、私は、多数決で決まるあるいは議会で決まったから仕方がないと思うと思うんだけど、この問題についてはどのように考えておられますか、お尋ねします。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）特別委員会でされずに本会議で意見書の手続きをされておる訳ですから、十分に尊重しないといけないと思っておりますが、先ほどおっしゃいました、条例であるとか法令であるとかというのと決議案というのは、少し異なっていると思います。それを、どのように尊重していくかというところがあると思いますが、執行部としましては最終的には、どういう、県との協議の中で、いかなるものが住民の方にとって有利なのかというところで考えて参りますし、特に県においては、町議会の決議案があるからという形で、それは尊重するとは思いますが、最終的には、県において、県議会との協議の中でその事業の執行というのを考えていかれると思っておりますので、今佐中委員おっしゃるように、海田町議会としてその決議案に対する束縛というところは、海田町議会においてはおありになるかもわかりませんが、我々執行部、それから特に事業主体である県においては、それはあくまでも尊重すべき事項であって、それが撤回されないから、それを必ずやり遂げると、そういうことではないと思います。ですから、これは、ここからは推測になりますが、県側としては、300メートルの延伸についてはそういう話が出ている中で、なぜ300メートルができないとか、その代わりにこういうことをやるという説明をすることによって、そこの部分についての説明は済んでおると、そういう認識ではないかと、そのように思っております。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）執行部の方は、そうですね。しかし我々の方は、住民の意見としてですね、議会がその団体の意思表示をした訳ですから、それを主張している。やるかやらないかは別としても、議会はそのことがずっと残る訳ですね。決めた訳ですから。ですから、私はずっとこれをね、議会の意思として主張したいと思うんです。そのことによって、JRの高架事業が延びる、このことにつながるんですが、私は、議会がですね、執行部に、いろんなことを決めたらやれ、本会議の中でいろいろ発言したからこれをやれと。一生懸命こう皆さんに伝えて、その発言をしてくる訳ですが、自らそういうことを決めて自ら放棄する。これは私はね、議会の形骸化につながったり、議会としての役割が果たしていない、いいかげんな議会だというように、私は受け取る訳です。その

改善をするために、この間意見書を出したんじゃないけどもこれが否決した。そのことによって300メートルが生きたる訳ですよ。私はずっとこれを主張したいというように思うんですね。で、これを執行部がプラスなのかマイナスなのか、よう分かりませんが、その対応についてはどうされますか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）議会として一度決められた決議をどうされるかというところについては、私ども執行部が答弁すべき事項ではないと思っておりますが、最後におっしゃいました、300メートルの部分はどう考えるのかという部分については、執行部といたしましては、県側の説明を今のところ良としておりますので、私どもとしては、300メートル延伸になる代わりにあそこに歩道ができると、それを前提に、関連街路とかそういったところについて、県と協議して参りたい、そのように思っております。

○委員長（大江）佐中委員。

○15番（佐中）私をご存じのように本会議の中で代表して意見書を提案者の一人として出しとるんですね。ところが反対の討論の中でね、責任をとれというのがね、ありましたけれども、私は300メートル残しとること自体が、ずっと着手が遅れたり問題の一つのポイントになってくる訳ですね。逆に私はね、反対された方は責任をとらんにかあかんという状況になってくる訳です。私はね、あくまでも議会が決めた、その意思、その精神ですね、それを撤回せん限りは、執行部の方に進めてほしい、このように思うんですが、その取り扱いについては、先ほどからずっと同じような答弁が返ってくると思うが再度お尋ねしたい。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）議会内部のご議論について、答弁する立場にはないと、そのように思っております。

○委員長（大江）これは決算審査認定ですので、前向きな、簡単な発言でお願いします。

（「一番基本的なことや」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい、次に行きます。はい、89、90ページ、すいません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい、89、90ページ、全てです。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）中店小学校線道路改良事業、これ進捗率をまず確認したいことと、それからこれ、いつ頃を目標に完成する予定で事業を進めておられるのでしょうか。

○委員長（大江）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）ただいま、面積ベースで83.9パーセントの用地買収を終えております。目標につきましては、広島市との協議も必要となりますが、平成29年若しくは平成30年、そこらあたりを開通の目標にしております。

○委員長（大江）質疑ありませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）じゃ、次のページ、91、92、上段、5目、国土調査費を除く全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次、93、94 ページ、砂防費のみです。はい、傾斜地。はい、砂防費の、93、94 ページの上段、備考欄の1、2です。はい、宗像委員。

○6番（宗像）ええと、急傾斜は、どういう、急傾斜地崩壊防止事業26万6,000円負担金払っておられますが、これ中身は何でしょうか。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）広島県が急傾斜の定期点検を行いました。それは飯の山地区と石原地区の点検に係る負担金でございます。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）定期的に全般的に、これ引き続きやっつけていかれる事業なんですか。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの管理事業は県からの移譲事務で、交付金が収入として上がっております。その範囲内で、県が本来管理すべき急傾斜の維持管理を町が行うものでございます。

○委員長（大江）宗像委員。

○6番（宗像）あくまで維持であって修繕じゃないんです。どっちなんですか。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）基本は維持、あ、管理でございますが、軽易な修繕業務は、修繕工事までは委譲事務の中に含まれております。

○委員長（大江）はい、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）次、105、106 ページの 11 款のみです。災害復旧費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）同じく 107、108、上段、2 目、河川災害復旧費のみです。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）以上で歳出を終わります。そのほか、建設部関係の一般会計で、質疑漏れなどがあれば発言を許します。崎本委員。

○1 3 番（崎本）あのね、2 個、86 ページの一番下じゃが、分からなかったんじゃがね、町道 6 号線 2 工区整備事業でね、これの 244 ページの整備事業の中で、土地鑑定等評価業務等、三つあるんじゃが、これはどこのことを示しちよるんかの。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）不動産鑑定業務につきましては、下側といいますか、下流側の狭いところの不動産鑑定業務になります。

○委員長（大江）崎本委員。

○1 3 番（崎本）いや、三迫二丁目地内事業用地取得に伴うで。ほじゃけえ、場所的に正確にどこかちゅうことよ。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）取得対象の方の、氏名をちょっと申し上げさせていただくんですが、  
●●さんという方の土地の不動産鑑定になります。

○委員長（大江）崎本委員。

○1 3 番（崎本）川のほとりのや。川のほとりじゃなかるう。6 号線 2 工区じゃけえ、これバイパス予定か、それとも旧の 6 号線のどことか、ちょっとそこをちょっと。

○委員長（大江）建設課長。

○建設課長（木村）旧といいますか現在の 6 号線で、バイパスではございません。

○委員長（大江）崎本委員。

○1 3 番（崎本）平成 26 年度はこれやってあるんじゃが、今現在は、わし知らんのじゃが、27 年度予算はどうのこうのわし知らんのじゃが、この測量して、多分調査業務委託されたけえ、このときの 26 年度の、調査委託をされて、その結果 26 年度はどうなって、そこが聞きたいんじゃが、26 年度どうなって、その続きはどうなっちよるんか、ちょっと。

○委員長（大江）建設課長。



○建設課長（木村）先ほどの●●さんという方の土地になるんですけれども、26年度に土地鑑定の評価業務と移転補償費の単価修正の業務を行いました。そして今年度に入って物件移転に係る契約を締結をさせていただいておるものでございます。

○委員長（大江）質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で建設部関係一般会計の審査を終わります。続いて、公共下水道事業特別会計に入ります。決算書 114、115 ページ、歳入からです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次のページ、116、117 ページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳入を終わります。続いて歳出に入ります。118、119 ページ、全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次、120、121 ページ全てです。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）以上で歳出を終わります。そのほか、公共下水道事業特別会計全体で質疑漏れなどがあれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）質疑なしと認めます。以上で、公共下水道事業特別会計の審査を終わります。ここで執行部の退席がございますので、暫時休憩をいたします。

○副町長（三宅）もし継続されるんでしたら結構です。直ちに継続していただいて結構です。

○委員長（大江）はい、分かりました。引き継ぎ委員会を再開いたします。それでは、認定第2号の平成26年度海田町水道事業会計の剰余金の処分及び決算の認定等についてを議題といたします。質疑は一問一答で行います。決算報告書のページに従って参ります。報告書の4、5ページについて質疑があれば許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）はい、次のページ、はい。6、7ページ、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）8、9 ページ、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）10、11 ページ、質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）12、13 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）次に、14、15 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）その他、水道事業会計全体で質疑漏れなどがあれば、発言を許します。

岡田委員。

○8番（岡田）水道事業会計で、給水量は減って、戸数は増えて、料金は増えとるというふうな格好になつてくるんですけども、そうなつて思うんですけども、これはどういうふうになって、引き上げたからそういうふうになつてと言われりゃあそうなんだけど、なぜこういうふうな格好になってくるような会計をされておるのでしょうかね。

○委員長（大江）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）給水収益の方は工場等ですね、事業所の方の収益の方が下がっておりますので、減になっておりますが、分担金、これが今、開発に伴って分担金収入がたくさん入っておりますので、全体で事業収益、水道事業収益の方がプラスになっておるといふことでございます。

○委員長（大江）岡田委員。

○8番（岡田）それだったらそんなに、これ、料金を引き上げられたときですけどね、去年ですから、水道料金。水道料金は、消費税とかなんとかあるから引き上げられましたよね。そのことを言いますけどね。だから、そんなに経営的に悪くないのに、こういうふうな状況をされたというのが、ちょっとよく分からないんですよ。その辺のところはどういうふうになっておりますか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）消費税につきましては、値上げいたしました、その分だけ、国に納める消費税も上がった訳ですから、収益には何ら影響が出ておりません。

○委員長（大江）岡田委員。

○8番（岡田）決算の監査委員の方、いうふうな方の意見の中に、ちょっとそういうこと

が書かれておる訳なんですけれども、何ら関係ないというても、やっぱり消費税分以上の収益があるような気がするんですけど、あがっとるような気がするんですけどその辺のところはどうなっておるんですか。

○委員長（大江）副町長。

○副町長（三宅）収益があるから、消費税の分を吸収するということはとてもできません。当然に消費税は支払っていただいてその分を国に納めるというところですから、今回の値上げは、あくまでも消費税増税に伴うこの部分だけを値上げいたしました。ですから、消費税の部分以上の収益が上がっておりますのは、先ほど課長が説明いたしましたように、負担金の増があったという形ですが、これはいつまでも見込まれるものではないと。これは本会議の方でも出ておりますけども、今後の収益構造を考えたときに十分な収益が上がっているというふうには考えておりません。

○委員長（大江）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）はい。

○委員長（大江）以上で。質疑を終結いたします。水道事業会計の審査を終わります。この際暫時休憩いたします。執行部の方、退席してください。再開は3時50分からです。

~~~~~○~~~~~

午後3時39分 休憩

午後3時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（大江）少し定刻前になりますが、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。まず、認定第1号、平成26年度決算の認定について、討論を行います。討論はありますか。討論を討論があるようですので、これより討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中委員。

○15番（佐中）認定第1号の平成26年度海田町決算に認定に反対をする討論を行います。反対理由は、簡単に言いますね、本会議でまたやりますので。一つはね、海田町の自動車駐車場条例の一部を改正する条例、駐車場の料金を上げたんですね。これが入っておる。消費税に基づいて。それから二つ目には公園使用料、これも消費税に基づいて上げました。公園の利用料、これもあります。下水道のそういう料金も上げました。後期高齢者医療保険、これも上げました。私は、相次ぐ値上げ、四十何年議員やっておりますがね、全くこれというね、議案が出たことがない。どんどんどんどん、ずっと改悪をされてお

る。いい思うたら、もう期限立法で全部これがなくなってしまった。消費税一つとっても、もう8パーセントになりましたが、大体5兆円が上乘せされると言われておる。わずかね10パーセントしか社会福祉、社会保証の方しか回っておりません。あとの90パーセントは、我々計算してみると大企業に対する減税が90パーセント、それと軍事費の拡大があるんです。こういうところに使われてるような今のもとの、決算をやられましたけども、認定していろいろこう、認定じゃない審査をしていろいろあったけども、やっぱり、町民や国民の負担はものすごくこう重なってきておる。私は到底認めることはできませんので、反対の意思を表明して、討論を終わります。

○委員長（大江）続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。これより、認定第1号、平成26年度決算の認定について、採決いたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり認定すべきものと決するに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（大江）起立多数と認めます。よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決します。続きまして、認定第2号、平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等について、討論を行います。討論がありますか。岡田委員。討論があるようですので、これより討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田委員。

○8番（岡田）第2号議案の水道事業会計についての反対討論を行います。消費税絡みのことで反対なんですけども、先ほど副町長は、消費税があるから、これは国に納めなければいけないというふうなことを言われましたけれども、必ずしもそういうふうな法的に消費税を取って国に納めると、そういうふうな制度になっていないはずなんです。ほかの自治体でも消費税を取っていない、この水道事業の方で、取っていないところもありますから、やはり、今のこのような経済情勢の中ではやはり取るべきではないというふうなことで反対をいたします。

○委員長（大江）はい、続いて、賛成討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（大江）討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。これより、認定第2号、平成26年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定等について採決い

たします。お諮りいたします。本件は原案のとおり認定すべきものと決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（大江）起立多数と認めます。よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決します。この際お諮りいたします。本委員会の審査結果の報告書については、委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（大江）異議なしと認めます。それではそのように決します。以上で、平成26年度決算審査特別委員会を閉会いたします。2日間にわたり慎重審議ご苦労さまでした。

午後4時04分 閉会

※ 委員会の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

決算審査特別委員会 委員長

決算審査特別委員会 副委員長